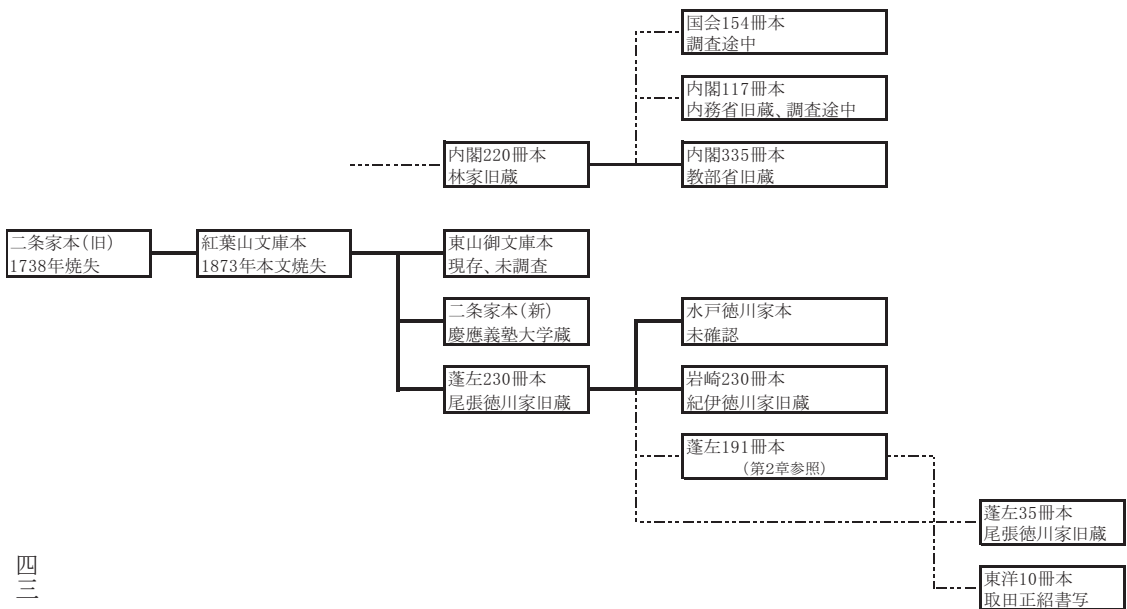


表4 本文の異同

異同箇所	蓬左文庫本	東洋文庫本	内閣220冊本・内閣335冊本
甲05末尾	「近衛官人御謙退敷」	「近衛官人御謙退敷」	「近衛官」
乙19冒頭	欠損多い	欠損多い	欠損少ない
戊05冒頭	「治承二年」	「治承二年」	「治承二年正月別記 (朱書)」
戊09	98丁目と99丁目は正常	98丁目と99丁目は正常	98丁目と99丁目が逆丁
庚20末尾	「屏風歌／霞」あり	「屏風歌／霞」あり	「屏風歌／霞」なし(220冊本では刷り消しで抹消)
癸24四丁ウ	「長 正月三日」	「長 正月三日」	「長治 正月三日」(220冊本では後筆で「治」を補い、335冊本では原筆で「長治」とする)

図1 『日次記』写本系統図



蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
 (吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松齋斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

表2 『日次記』甲集の内容

目録の記載	内容(目録と異なるもの)	年次	『日次記考證』
甲01 九曆(藤原師輔)	天曆元年正月より天徳四年正月	天曆元年正月より天徳四年正月	『日次記考證』
甲02 師実公記(藤原師実)	後三条天皇御即位記	治暦四年七月	後三条帝の即位記か
甲03 後二条師通記(藤原師通)	寛治二年記三月記(記主不詳)	寛治二年三月	師実の家司の記
甲04 後二条師通記(藤原師通)	寛治二年記十二月記(記主不詳)	寛治二年十二月	師実の家司の記
甲05 経実卿記(藤原経実)	大記(藤原為房)	寛治二年十二月	師実の家司の記
甲06 記録名無し	玄記(藤原季仲)	寛治四年四月	江記
甲07 大記(藤原為房)	大記(藤原為房)	寛治四年二月	江記
甲08 玉林(藤原忠通)	崇徳院御即位記(記主不詳)	康和五年七月より八月	経実記
甲09 玉林(藤原忠通)	中原師元記	保安四年正月	経実記
甲10 記録名無し	中右記(藤原宗忠)	保安四年二月	崇徳帝の即位記か
甲11 記録名無し	長秋記(源師時)	保安四年七月	長秋記
甲12 記録名無し	実親朝臣記(平実親)	天治元年正月	師通別記(秘玉抄)
甲13 台記(藤原頼長)	平知信朝臣記	長承四年七月	忠通の家司の記
甲14 台記(藤原頼長)	台記別記	康治元年十一月	台記別記
甲15 台記(藤原頼長)	台記別記	康治二年正月より十二月	台記別記
甲16 台記(藤原頼長)	台記別記	康治二年正月	台記別記
甲17 台記(藤原頼長)	台記別記	康治三年正月より六月	台記別記
甲18 台記(藤原頼長)	天養元年七月より十二月	天養元年七月より十二月	台記別記
甲19 台記(藤原頼長)	天養二年正月より六月	天養二年正月より六月	台記別記
甲20 台記(藤原頼長)	久安二年正月より六月	久安二年正月より六月	台記別記
甲21 台記(藤原頼長)	久安二年七月より十二月	久安二年七月より十二月	台記別記
甲22 台記(藤原頼長)	久安三年正月より六月	久安三年正月より六月	台記別記
甲23 台記(藤原頼長)	久安三年七月より十二月	久安三年七月より十二月	台記別記
甲24 台記(藤原頼長)	台記別記		
甲25 台記(藤原頼長)	台記別記		

注：『日次記考證』は内閣文庫本を用いた。

表3 目録の異同

異同箇所	蓬左文庫本	東洋文庫本	内閣220冊本 内閣335冊本 内閣『日次記目録』
癸26 春日祭事	「神事忌女房事」を見せ消すことで「春日祭事」に改める	同上	「神事忌女房事」
癸21 春日祭事	ある一丁を附す	同上	なし
癸集冒頭	「良経記名殿記」「定家記(照光記)／良経記(殿記)」とある一丁を附す	同上	なし
壬集冒頭	「定家記名照光記」「道家記(号玉薬)／定家記(号照光記)」とある一丁を附す	同上	なし
辛18 六月五日条	「五日小児着始衣事」	同上	なし
辛集冒頭	ある一丁を附す	同上	なし
己03 八月十九日条	「道家記(名玉薬)」「玉海(兼実記)玉薬(道家記)」とある一丁を附す	同上	「新帝渡御内裏御装束事」通常
戊16 十二月三日条	「新帝渡御内裏御装束事」行間補入	同上	なし
丁17 五月条冒頭	「(家々文書焼失事)」あり	同上	なし
丁11 二月五日条	「(献物受取ル事(詳有之))」あり	同上	なし
丁07 四月七日条	「(兼実記(始号玉薬/後改玉海)」とある一丁を附す	同上	なし
丙05 冒頭	「兼実記(始号玉薬/後改玉海)」とある一丁を附す	同上	なし
乙11 八月九日条	「(兼実記名曰玉薬後伝二条家後福光園院良基公改名玉海)」とある一丁を附す	同上	なし
甲07 正月四日条	「(兼実記名曰玉薬後伝二条家後福光園院良基公改名玉海)」とある一丁を附す	同上	なし
甲04 九月廿四日条	「(兼実記名曰玉薬後伝二条家後福光園院良基公改名玉海)」とある一丁を附す	同上	なし
甲03 九月廿四日条	「(兼実記名曰玉薬後伝二条家後福光園院良基公改名玉海)」とある一丁を附す	同上	なし
甲02 九月廿四日条	「(兼実記名曰玉薬後伝二条家後福光園院良基公改名玉海)」とある一丁を附す	同上	なし
甲01 九月廿四日条	「(兼実記名曰玉薬後伝二条家後福光園院良基公改名玉海)」とある一丁を附す	同上	なし

癸04	癸03	癸02	癸01	壬28	壬27	壬26	壬25	壬24	壬23	壬22	壬21	壬20	壬19	壬18	壬17	壬16	壬15	壬14	壬13	壬12	壬11	壬10	壬09	壬08	壬07	壬06	壬05	壬04	壬03
癸04	癸03	癸02	癸01	壬28	壬27	壬26	壬25	壬24	壬23	壬22	壬21	壬20	壬19	壬18	壬17	壬16	壬15	壬14	壬13	壬12	壬11	壬10	壬09	壬08	壬07	壬06	壬05	壬04	壬03
第195冊	第193冊	第192冊	第191冊	第190冊	第189冊 — 2	第189冊 — 1	第188冊	第187冊	第186冊	第185冊	第184冊	第183冊	第182冊	第181冊	第180冊	第178冊・第179冊 — 2	第179冊 — 1	第177冊	第176冊	第175冊	第174冊	第173冊	第172冊	第171冊	第170冊	第169冊	第168冊	第167冊	第166冊
第307冊	第304冊	第303冊	第301冊・第302冊	第300冊	第299冊	第297冊・第298冊	第296冊	第295冊	第294冊	第293冊	第292冊	第290冊・第291冊	第288冊・第289冊	第287冊	第286冊	第284冊・第285冊 — 2	第285冊 — 1	第283冊	第282冊	第281冊	第280冊	第279冊	第278冊	第277冊	第275冊・第276冊	第274冊	第273冊	第272冊	第271冊

癸27	癸26	癸25	癸24	癸23	癸22	癸21	癸20	癸19	癸18	癸17	癸16	癸15	癸14	癸13	癸12	癸11	癸10	癸09	癸08	癸07	癸06	癸05	
癸27	癸26	癸25	癸24	癸23	癸22	癸21	癸20	癸19	癸18	癸17	癸16	癸15	癸14	癸13	癸12	癸11	癸10	癸09	癸08	癸07	癸06	癸05	
第212冊	第160冊	第161冊	第213冊	第211冊	第210冊	第211冊・第212冊	第217冊	第215冊	第209冊	第208冊	第207冊	第206冊	第205冊	第204冊	第203冊	第202冊	第201冊	第199冊	第200冊	第198冊	第197冊	第196冊	第194冊
第325冊	第265冊	第329冊	第327冊	第324冊	第324冊	第331冊・第332冊	第330冊	第328冊	第323冊	第322冊	第321冊	第320冊	第319冊	第318冊	第317冊	第315冊・第316冊	第314冊	第312冊	第313冊	第310冊	第309冊	第308冊	第305冊・第306冊

*は220冊本で表紙と内容が互いに入れ替わっている冊

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
 (吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

庚13	庚12	庚11	庚10	庚09	庚08	庚07	庚06	庚05	庚04	庚03	庚02	庚01	己20	己19	己18	己17	己16	己15	己14	己13	己12	己11	己10	己09	己08	己07	己06	己05	己04
庚13	庚12	庚11	庚10	庚09	庚08	庚07	庚06	庚05	庚04	庚03	庚02	庚01	己20	己19	己18	己17	己16	己15	己14	己13	己12	己11	己10	己09	己08	己07	己06	己05	己04
第140冊	第136冊	第135冊	第137冊	第133冊	第132冊	第134冊	第131冊	第130冊	第129冊	第128冊	第127冊 2	第127冊 1	第126冊	第125冊	第124冊	第123冊	第122冊	第121冊	第120冊	第119冊	第118冊	第117冊	第116冊	第115冊	第113冊	第114冊	第112冊	第111冊	第110冊
第231冊	第221冊 第223冊	第218冊 第220冊	第224冊 第225冊	第215冊	第213冊 第214冊	第216冊 第217冊	第212冊	第211冊	第209冊 第210冊	第206冊 第208冊	第205冊	第204冊	第203冊	第201冊 第202冊	第200冊	第197冊 第199冊	第196冊	第195冊	第194冊	第192冊 第193冊	第191冊	第189冊 第190冊	第188冊	第186冊 第187冊	第182冊 第184冊	第185冊	第180冊 第181冊	第179冊	第178冊

壬02	壬01	辛21	辛20	辛19	辛18	辛17	辛16	辛15	辛14	辛13	辛12	辛11	辛10	辛09	辛08	辛07	辛06	辛05	辛04	辛03	辛02	辛01	庚20	庚19	庚18	庚17	庚16	庚15	庚14
壬02	壬01	辛21	辛20	辛19	辛18	辛17	辛16	辛15	辛14	辛13	辛12	辛11	辛10	辛09	辛08	辛07	辛06	辛05	辛04	辛03	辛02	辛01	庚20	庚19	庚18	庚17	庚16	庚15	庚14
第165冊	第164冊	第163冊	第162冊	第161冊	第159冊	第158冊	第157冊	第156冊	第154冊	第153冊	第152冊	第151冊	第150冊	第149冊	第148冊	第147冊	第146冊	第145冊	第144冊	第143冊	第142冊	第141冊	第140冊	第139冊	第138冊	第137冊	第136冊	第135冊	第134冊
第270冊	第269冊	第268冊	第267冊	第266冊	第264冊	第263冊	第261冊 第262冊	第259冊 第260冊	第326冊	第257冊 第258冊	第256冊	第255冊	第254冊	第252冊 第253冊	第249冊 第251冊	第246冊 第248冊	第244冊 第245冊	第243冊	第241冊 第242冊	第239冊 第240冊	第237冊 第238冊	第334冊	第234冊 第235冊	第233冊 第234冊	第232冊 第233冊	第228冊 第230冊	第333冊	第226冊 第227冊	

丁09	丁08	丁07	丁06	丁05	丁04	丁03	丁02	丁01	丙20	丙19	丙18	丙17	丙16	丙15	丙14	丙13	丙12	丙11	丙10	丙09	丙08	丙07	丙06	丙05	丙04	丙03	丙02	丙01	乙23
丁09	丁08	丁07	丁06	丁05	丁04	丁03	丁02	丁01	丙20	丙19	丙18	丙17	丙16	丙15	丙14	丙13	丙12	丙11	丙10	丙09	丙08	丙07	丙06	丙05	丙04	丙03	丙02	丙01	乙23
第0800冊*	第0799冊	第0788冊	第0777冊	第0766冊	第0755冊	第0744冊 2	第0744冊 1	第0733冊	第0722冊	第0711冊	第0699冊	第0688冊	第0677冊	第0666冊	第0655冊	第0644冊	第0633冊	第0622冊	第0611冊	第0600冊	第0588冊	第0577冊	第0566冊	第0555冊	第0544冊	第0533冊	第0522冊	第0511冊	第0500冊
第1199冊	第1177冊・第1188冊	第1166冊	第1144冊・第1155冊	第1122冊・第1133冊	第1100冊・第1111冊	第1099冊 2	第1099冊 1	第1088冊	第1077冊	第1055冊・第1066冊	第1033冊・第1044冊	第1011冊・第1022冊	第0999冊・第0999冊	第0955冊 第0977冊	第0933冊・第0944冊	第0911冊・第0922冊	第0899冊・第0900冊	第0888冊	第0866冊	第0833冊	第0877冊	第0844冊・第0855冊	第0811冊 第0833冊	第0799冊	第0778冊	第0780冊	第0777冊	第0744冊	

己03	己02	己01	戊17	戊16	戊15	戊14	戊13	戊12	戊11	戊10	戊09	戊08	戊07	戊06	戊05	戊04	戊03	戊02	戊01	丁19	丁18	丁17	丁16	丁15	丁14	丁13	丁12	丁11	丁10
己03	己02	己01	戊17	戊16	戊15	戊14	戊13	戊12	戊11	戊10	戊09	戊08	戊07	戊06	戊05	戊04	戊03	戊02	戊01	丁19	丁18	丁17	丁16	丁15	丁14	丁13	丁12	丁11	丁10
第1099冊	第1088冊	第1077冊	第1066冊	第1055冊	第1044冊	第1033冊	第1022冊	第1011冊	第1000冊	第0999冊	第0988冊	第0977冊 2	第0977冊 1	第0966冊	第0955冊	第0944冊	第0933冊	第0922冊	第0911冊	第0900冊	第0899冊	第0888冊	第0877冊	第0866冊*	第0855冊	第0844冊	第0833冊	第0822冊	第0811冊
第1777冊	第1755冊・第1766冊	第1744冊	第1722冊・第1733冊	第1711冊	第1699冊・第1700冊	第1677冊・第1688冊	第1664冊 第1666冊	第1661冊 第1663冊	第1659冊・第1660冊	第1657冊・第1658冊	第1654冊 第1656冊	第1653冊	第1652冊	第1649冊 第1651冊	第1647冊・第1648冊	第1646冊	第1643冊 第1645冊	第1642冊	第1639冊 第1641冊	第1637冊・第1638冊	第1636冊	第1633冊 第1635冊	第1631冊・第1632冊	第1628冊 第1630冊	第1626冊・第1627冊	第1625冊	第1624冊	第1622冊・第1623冊	第1620冊・第1621冊

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
 (吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大佑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

表1 『日次記』諸本対照表

甲17	甲16	甲15	甲14	甲13	甲12	甲11	甲10	甲09	甲08	甲07	甲06	甲05	甲04	甲03	甲02	甲01	癸集目録	壬集目録	辛集目録	庚集目録	己集目録	戊集目録	丁集目録	丙集目録	乙集目録	甲集目録	蓬左文庫本	東洋文庫本	内閣文庫220冊本	内閣文庫335冊本	
																	第006冊―2	第006冊―1	第005冊―2	第005冊―1	第004冊―2	第004冊―1	第003冊―2	第003冊―1	第002冊―2	第002冊―1	第001冊(総目録)	第001冊(総目録)	第001冊(総目録)	第001冊(総目録)	

乙22	乙21	乙20	乙19	乙18	乙17	乙16	乙15	乙14	乙13	乙12	乙11	乙10	乙09	乙08	乙07	乙06	乙05	乙04	乙03	乙02	乙01	甲25	甲24	甲23	甲22	甲21	甲20	甲19	甲18	

【付記】

付記1 著者の所属、執筆分担は以下の通りである。吉田一彦(要旨、はじめに)、付記、名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授、廣瀬憲雄(第一章、表作成、愛知大学文学部教授)、木村慎平(第二章、名古屋城調査研究センター学芸員)、手嶋大佑(第三章、表作成、名古屋市立大学大学院人間文化研究科研究員、名古屋市立大学・中京大学・愛知県立大学非常勤講師)、松菌斉(第四章、愛知学院大学文学部教授)、鳥居和之(第五章、蓬左文庫長)、丸山裕美子(おわりに、愛知県立大学日本文化学部教授)、浅岡悦子(表作成、名古屋市立大学大学院人間文化研究科研究員、名古屋市立大学・愛知大学・金城学院大学非常勤講師)、芝田早希(表作成、名古屋大学大学院人文学研究科博士後期課程学生)。

付記2 本稿は二〇一九年一月一三日に実施したシンポジウム「蓬左文庫本『日次記』をめぐる武家と公家——書物の書写・贈与・相続の新事実——」(於、名古屋市立大学J Pタワー名古屋サテライト会議室)における研究発表をもとにまとめたものである。シンポジウム当日は、多くの参加者から貴重な御意見を頂戴することができた。あつく御礼申し上げる次第である。

付記3 本稿は、大幸財団「平成二九年度人文・社会科学系学術助成」による研究「蓬左文庫所蔵典籍の調査および史料研究——古代を中心に——」(研究代表者吉田一彦)の研究成果の一部である。

付記4 本稿校正中の二〇一九年八月七日、八日、慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室にて、私たちは慶應義塾大学蔵『日次記』を見し、多くの知見を得ることができた。それについては、別の機会に言及することにした。御高配いただいた同大学教授中島圭一氏、同センター倉持隆氏にあつく御礼申しあげる次第である。

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

三二六

ところが、この浅薄な認識は、第二章で紹介された蓬左文庫所蔵『明月記』に付属している徳川光国書状と土井利房書状の存在が明らかになった時点で、大きく覆された。『日次記』は個別の日記・記録としてとらえるべきものではなく、古記録の集合体として、総体として評価するべき史料なのだということが明らかになったのである。

第二章に詳しく考察されているように、徳川光国書状から判明したのは、蓬左文庫本『日次記』は、徳川将軍家所蔵の『日次記』（紅葉山文庫本『日次記』、一八七三年焼失、目録一〇冊のみ内閣文庫所蔵）を尾張徳川家が書写したものであり、この尾張徳川家本『日次記』を十七世紀後半に水戸徳川家が借りて書写したという事実である。

そして第一章で紹介されているように、『日次記』は、紀伊徳川家にも所蔵されていた。現在東洋文庫が所蔵する岩崎文庫本『日次記』がそれである。さらに東山御文庫にも『日次記』が所蔵されており、これは貞享二年（一六八五）に将軍家所蔵の紅葉山文庫本『日次記』を天皇家が借りて書写したものであったとされる。つまり、十七世紀後半の段階で、『日次記』を所蔵しえたのは、将軍家・御三家・天皇家という極めて限られた権力者のみであったことが判明したのである。そのことの意味が重要である。

ここで、第三章が検討する「慶長御写本」の問題と「後小松天皇勅書」「足利義満安堵状」が注目されることになる。第三章の考察により、紅葉山文庫本『日次記』は、慶長十九年（一六一四）に徳川家康の命により、二条家から同家所蔵の『日次記』を提出させて書写されたも

のであったこと、その二条家本『日次記』は、二条良基が武家の勢いを借りて諸家の日記を書写し、それによって、二条家が家門を安堵され、朝廷において重んじられたことがわかる。

古代・中世の貴族の「家」における日記の相伝が、その家の正統性を保証するものであることや、儀式の作法や有職故実の継承による地位の保全、家門の安堵につながることは、第四章が指摘する通りである。

以上から、『日次記』は、古代・中世の日記・記録の近世写本としてみるよりも、中世における家記の相伝と家門の安堵の問題、武家の文化と公家の文化の相関、近世における権力者と書物の関係などについて、多くの示唆を与えてくれる典籍であるといえよう。

蓬左文庫所蔵『日次記』に関する、私たちの共同調査・研究は、まだ道の途中である。今後はまだ検討できていない東山御文庫所蔵の『日次記』や、シンポジウムの席上で紹介された慶應義塾大学所蔵の『日次記』などの調査を行い、それらを踏まえて考察し、研究を進めていくことになる。これまでの調査で得られた成果について、忌憚ないご意見・ご教示をいただきたいと思う。

シンポジウム当日には、多くの研究者から有益な指摘や情報をいただくことができました。蓬左文庫典籍研究会一同、心から感謝申し上げます。

(おわりに 丸山裕美子)

れることにより、蓬左文庫蔵書の利用価値は一層高まるものと期待している。

(第五章 鳥居和之)

おわりに

個人的な感想で恐縮であるが、蓬左文庫所蔵の『日次記』をはじめて閲覧・調査したときの印象は、量が多いけれど、内容的にはあまり見るべきものはない写本だという、少々マイナスなイメージだった。

きちんと誂えられた専用の箱に、二三〇冊まったく同じ装丁で整然と収められており、さすがに蓬左文庫の所蔵だけあって、虫食いもほとんどない。その意味で、価値ある美しい近世写本である。しかし量が多い分、複数の手で書写されており、丁寧に写されてはいるが、私の乏しい近世写本調査の経験からいっても、さほどの筆跡でもない。

しかもその内容はというと、『歴代残闕日記』との共通点が多く、つまりは近世初頭までに伝世していた古記録の集成であって、古代の史料として、どれほどの価値があるか―この場合の価値というのは、例えはこれまでに知られていない日記・記録の逸文が含まれるとか、より原本に近い写本として文字の校訂に使えろといった意味である―、やや懐疑的であった。

二回、三回と調査を重ねるにつれ、その疑念は深まった。基本的に古写本のある日記・記録の写本であり、いくつかある記主不明の記録

も『歴代残闕日記』などに含まれている。多くは刊本・翻刻がすでにあって、文字を比べてみても、校訂に使えそうな、まして底本として使用できるような信頼のおける写本とは言い難いように思われた。

例えば、甲二は、目録では「治暦四年七月 師実記」と見えるが、『大日本史料稿本』は同じ内容の記録を「匡房卿記（江記）」とし、これは本本好信『江記逸文集成』（国書刊行会、一九八五年）に宮内庁書陵部所蔵の『後三条天皇即位記』から活字翻刻されている。

また、癸二十二「年中行事」は、『九条年中行事』であるが、これを群書類従本と比較すると、欠字が多い一方で、群書類従本には欠けている十二月後半部分の記述がある。しかしこの欠落部分に関しては、宮内庁書陵部所蔵の柳原本『九条年中行事』には存在することが、すでに『群書解題』五（統群書類従完成会、一九六〇年、岩橋小弥太執筆）に指摘され、所功『平安朝儀式書成立史の研究』（国書刊行会、一九八五年）が翻刻し、西本昌弘『日本古代の年中行事と新史料』（吉川弘文館、二〇一二年）に考察がある。

つまり、蓬左文庫本『日次記』収録の日記・記録に関しては、ほとんどの場合、『日次記』の写本よりよい古写本が存在するということがある。そうなると、甲三・甲四の『寛治二年記』の記主の問題や、『崇徳院即位事』の記録である甲九『法性寺関白記（玉林）』が―同じ記録を『大日本史料稿本』は『中右記』とするがともに誤りと思われる―実は誰の記録なのかとか、といった個別の問題はあるものの、それは『日次記』を素材として考察・検討すべきものではない。

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大佑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

的發展のため、徳川黎明会は名古屋市に「蓬左文庫」の名称および約六万五千点の典籍・古文書・古絵図などの譲渡を決め、同年秋に東京から名古屋に移された。

このとき移管された資料を大別すると左のようになる。

ア尾張藩御文庫蔵書 駿河御讓本、義直・光友はじめ歴代藩主収

集書、藩士献上本

イ尾張藩蔵書 御日記所蔵書、藩役所・屋敷の蔵書

ウ明治大正期収集書 徳川家維新史編纂所資料、水野正信家蔵書、

奥村徳義家蔵書

エ旧蓬左文庫収集書 近松茂矩蔵書、鈴木信吉蔵書、美濃高木家

文書、大炊御門家文書

この時点で蓬左文庫所蔵資料がすべて移管されたのではなく、右の六万五千冊以外の蔵書は徳川林政史研究所に残された。それらは主として尾張徳川家に関する資料（御記録、御日記、徳川慶勝日記など）であり、現在、「旧蓬左文庫所蔵史料目録」（上）（中）（下）が林政史研究所のホームページに公開されている。そして、徳川林政史研究所、名古屋市蓬左文庫ともに、旧来の蔵書番号のまま使用しているため、蔵書の特定が容易になっている。

第四節 現状と課題

昭和二十五年の名古屋市移管のため作成された「蓬左文庫図書目録」を基に、時代・著者内容などの項目を付し、昭和五十年に『名古屋市

蓬左文庫漢籍分類目録』、五十一年に『名古屋市蓬左文庫国書分類目録』、『名古屋市蓬左文庫古文書古絵図目録』が出版され、黎明会から引き継いだ蔵書の全貌が把握できるようになった。その後、名古屋市蓬左文庫として「尾崎久弥コレクション」「蟹江慶次郎旧蔵書」などが収蔵されたが、これらの蔵書目録をベースにして、平成十六年（二〇〇四）、現在の建物の開館にあわせデータ検索できる閲覧システムを作り、ホームページにも公開している。

しかし、目録はあくまで蔵書管理のための目録であり、蔵書の全体像を確認できるレベルにとどまっている。個々の書物について諸本の対比、書誌学的な位置づけ、収集伝来過程の確認などはまったく今後の課題である。

その意味で個々の書物の解題作成が必要であるが、その収集伝来についての調査はまだしも、その記述内容の検討、諸本との比較などは容易なことではない。多くの研究者が蓬左文庫の蔵書を使い各自の研究を進めているが、その専門的知見を蔵書解題に活用できれば、後世の人々の確実な出発点となるはずである。研究者の方々には各自の研究目的を離れ、個々の蔵書の基礎研究を進めていただくことになるが、新たな発見が生まれるのではないか。蓬左文庫典籍研究会の発端はこのような事情による。

今回『日次記』の調査では、収書の経緯や書写系統を追う過程で、近世初期における公武の書写事情や南北朝期の二条家の歴史が明らかになってきた。同様のアプローチが国書、中国・朝鮮本についても行わ

第五章 名古屋市蓬左文庫の蔵書

第一節 蔵書の形成

名古屋市蓬左文庫は、旧尾張徳川家の蔵書六万五千点を、昭和二十五年（一九五〇）に徳川黎明会から引き継いだ文庫である。江戸時代における尾張徳川家の位置づけの高さにより、その蔵書には貴重書が多く含まれている。

名古屋市に移管されるまでの歴史およびその後の状況については、『愛知県史 別編 文化財4 典籍』（二〇一五）に詳しく記されているので、これにより略記すると、徳川家康の死後、彼の蔵書は尾張家、紀伊家、水戸家に5対5対3の割合で分配された。この「駿河御譲本」約三千冊が尾張徳川家の蔵書の出発点となり、とくに初代義直と二代光友の活発な書物収集により、光友の時代には二万八千冊余に達していたと推定されている。これに代々の藩主の収集本や藩主夫人の蔵書が加わり、幕末には膨大な蔵書に成長していった。

江戸時代前期、御文庫の蔵書が急激に増大したため、万治元年に書物奉行が置かれ、以後、代々の書物奉行が管理し、目的に応じ何度も蔵書目録が作られた。その全体像については、山本祐子「尾張藩「御文庫」について」（『名古屋市博物館研究紀要』8・9、一九八五年・八六年）が詳しく、実物が伝わらないものも含め、三十以上の成立が

確認できるといえる。尾張徳川家の蔵書目録は平成十一年（一九九九）から、ゆまに書房『尾張徳川家蔵書目録』全十巻が刊行された。このうち「御文庫御書籍目録」（寛政目録）では寛永以後の目録との同定作業を行ない、それぞれの入手・伝来・所在場所などを記録していて、御文庫の研究には絶好の資料となっている。

第二節 蓬左文庫の設立

維新後、藩役所の行政文書は愛知県に引き継がれ、尾張徳川家には御文庫の蔵書、家史編纂を担当した日記所の蔵書、そのほかに絵図類が引き継がれた。明治期には徳川家により旧藩士の記録などを中心に維新史料の収集が行われ、膨大な資料群が形成されていった。

大きな転機は昭和初期に訪れた。十八代当主徳川義親は大正初年に「蓬左文庫」の名称（蓬左は名古屋の雅名）を使い始めていたが、昭和六年（一九三一）、尾張徳川家伝来の什宝・美術品・文献史料の一切を寄付し、財団法人尾張徳川黎明会（のちに公益財団法人徳川黎明会）を設立し、昭和十年に東京目白で蓬左文庫の、名古屋市大曾根邸内で徳川美術館の一般公開を開始した。あわせて蓬左文庫の附属機関として林政史研究室を設け資料の収集を進めた。

第三節 名古屋市への移管

ところが、さらに大きな変化が昭和二十五年に訪れた。戦後の社会的混乱や制度改革から極度の財政難が生じ、財団存続と名古屋の文化

この二つの文書で注目すべきは、家門安堵に際して、Aでは「玉葉・玉薬記等不可被出家門之旨」が、Bでは「代々御文書并玉葉・玉薬・真筆以下記等故殿任被申置之旨、永不可被出御当家候也」と『玉薬』と『玉薬』の二つの日記の名を挙げており、これらをこの家門の象徴的なものとして扱っていることであろう。

中世前期以来、「家」の相続の際に作成された譲状の類には、特に公家の場合、家領のみならず、家記の伝領に言及したものがしばしば確認され、記録譲状と名づけて検討したことがある⁽⁷⁾。家門安堵の前提としてこれらのような記録譲状が存在していたと考えられるが、より社会的に公の概念である家門の内実として、時の権力者から安堵を受ける対象として顕在化した点が重要なのである。特にここで示されるのが、『玉葉』と『玉薬』であることが興味深い。前掲の『桃花薬葉』に見える記事のごとく、この二つの日記の自筆本は、一条家の管理下にあり、こちらはあくまで写本にすぎないが、その重要性は認識されていた訳であり、その理由はいま一つ不明である。この時期、兼実の日記は二条家でも『玉葉』と呼ばれていたらしいが、『桃花薬葉』に示されるように、兼良が本書を執筆した頃には『玉海』とよばれており、二条家が写本にすぎない日記をあえて通称とは異なる命名に及び得た点については、同様の事情が背景にあると見てよいであろう。その疑問を解く鍵を今回の調査を通じて発見できれば幸いである。

[注]

(1) この意識は、江戸時代の一条兼香の日記にも「当門三流内以当家為嫡家、是月輪殿・後京極殿・峯殿三代記正本相伝、当家立嫡流之證也」(『兼香公記』享保九・七・一三年)

(2) 家記のすべてを失ったわけではなく、前掲の史料の前半に見える除目の儀式書『魚秘抄』などは冬良奥書の本が残されているので、火災を免れた家記も幾分かはあったらしい。

(3) 一八世紀初頭の近衛家当主家熙の言行を、その侍医山科道安が記したという『槐記』には、「今ノ世堂上ニ名ノフレタル記録ノ一条家ニナキハナシ、タツタ圓成寺一代ニ集リタル分ナリ」と一条家の家記の復興については、江戸中期の兼輝の功績が大きいと伝えられている。

(4) 応永九・一一・一八、同一六・五・一二年など。

(5) 『大乘院寺社雑事記』応仁二・閏一〇・二五、文明二・七・二七年など。

(6) 近藤好和・松菌斉『中世日記の世界』(ミネルヴァ書房、二〇一七年)所収「古代・中世日記系図(天皇・公家)」参照。良基の日記的な日記は確認されないが、故実書の類は多数あったと推測される(小川剛生『二条良基研究』笠間書院、二〇〇五年)。

(7) 松菌『日記の家―中世国家の記録組織―』第五章(吉川弘文館、一九九七年)。撰関家では九条家のものが多く伝来している。

一方、二条家の家記の規模を示す史料は少ない。江戸時代に入って、『続本朝通鑑』後小松天皇一の二条良基薨去の条に次のような記事が挙げられている。

「家素多旧記、良基仮武家之勢、悉借写諸家所秘、以藏於文庫、故朝廷之儀式・武家之事業、皆自二条家勘弁之、且師輔以来累世撰家旧記、皆在其家、所謂二条殿日次記是也〔中葉闕失、失今在者猶二百余卷、頼長・兼実日記最詳〕、其余希世旧記、不可枚举、秘之則無見之者」

嘉慶二（一三八八）年六月一三日に薨じた二条良基は、「武家之勢」を借り、諸家の秘していた日記を書写して家記とし、朝廷の有識として公事に重きをなした事。その家記には、師輔以来の代々の撰閲家の日記が所蔵されており、それを示すのが「二条殿日次記」であるという。内容の前半については、可能性が高いと思われるが、後半については、『続本朝通鑑』の編者が当時伝来の『日次記』を見てそこから評価したようで、前述したように師輔以降の撰閲家代々の日記が「皆」含まれるという点については問題がある。

応永期の当主である二条持通の日記がわずかに残されているが、『柳原家記録』、ここでは「保延宇治左府記」（頼長の『台記』）や「文保後光明院御記」（二条道平の日記）や「順徳院御記」などが引勘されており⁴、これらが当時二条家に伝来していたことが知られるが、それ以外は不明である。

応仁の乱に際し、一条兼良は子息尋尊が門跡を務める大乘院に重要な家記六一合を疎開させた⁵。この時一緒に「二条殿御記二合」が運ばれており、それらは別に「二条之家門記也」と表記されていることから（同前文明三・二・一七）、二条家の家記であったことが知られる。一条家六一合に対し、二条家は二合と圧倒的に少ないが、二条家の場合、他にも分散させて疎開させており、ここに見えるのはその一部であった可能性もある。なぜ一条家の家記と共に大乘院に疎開したかという点、恐らく尋尊の後継者として入室していた政覚が、二条持通の息であった関係からであろう（運送にかかった費用は大乘院持ちであったようである）。

戦国時代、三条西実隆は、急に正月節会の内弁を勤めることになり、習礼の時間がないので、直接二条持通の許に出かけ指導を受けたが、その際、持通の子政嗣が初めて内弁を勤めた際の日記を借りることができた（『実隆公記』延徳二・二・二八）。二条家では、家祖良実以来、道平・道忠・持通・政嗣の日記の存在が確認されるが⁶、それらは今日極めて断片的な形でしか残存していない。問題の『日次記』に含まれる記録類や二条家代々の日記、それらと大乘院に預けられた家記との関係は不明である。

最後に今回の調査で発見され、この報告においては手嶋大侑氏によって第三章で紹介・検討されている、二条家の家門安堵を認める内容の後小松天皇の勅書（A）と足利義満の書状（B）について触れておこう。

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

三〇

小宗伯 又除目抄也、直廬叙位除目抄等加納之、

今三合〔大司徒・大司馬・小司馬〕、応仁之乱於毘沙門谷焼
失畢、此中一合者、自以前於二条家門被借失了、

当家相伝正記事

玉葉〔八合〕、月輪禪閣自筆御記〔初写本也〕、二条家相伝写

本号玉海、

殿御記〔一合〕、後京極摂政自筆御記、

玉葉〔七合〕、光明峯寺禪閣自筆記、

以上三代記真本、円明寺殿為三家嫡流而相伝給者也、

口筆〔五合〕、円明寺殿御記〔仰人ニ多被書之、故名為口筆也〕、

愚曆〔五合〕、後光明峯寺撰政御記、

玉英〔一合〕、後芬陀利華院関白御記、

荒曆〔六合〕、故殿御記、

此外棲心院殿・芬陀利華院殿御記等一合在之、於一条文庫
紛失了」

(□内は割注を示す。以下同じ)

この史料の前半に見える「当家相伝十二合文書事」は、即位や大嘗会、
三節会に官奏と叙位・除目といった朝儀でもっとも重要なものの儀
式・次第書であり、撰関家が関わる公事の中でも最も重要なものの固
実作法が記されたもので、家記の中でも実用的な存在として価値の高
いもののグループである。

後半の「当家相伝正記事」は、まさに九条流の一家として伝わる兼
実以降の代々の当主の日記である。特に「以上三代記真本、円明寺殿
為三家嫡流而相伝給者也」とあるように、兼実・良経・道家の三代の
日記の自筆原本を、「円明寺殿」実経を始祖とする一条家が相伝してい
ることが、この九条流（九条・一条・二条家）において嫡家であるこ
とを示すと謳っている点が重要であろう⁽¹⁾。ただし、兼実の父忠通
以前の代々の自筆本は、近衛家の方に伝来しており、撰関家全体とし
てはそちらが嫡流であることを示すことになる。

しかし、これらは次の史料に見えるように、兼良の死後、京都の大
火によって焼失してしまうことになる。

「…婦曰、関白御所并近衛殿・鷹司殿御所を始、日野・冷泉〔両
家〕、其外公家廿八ヶ所也、於武家当時執権之輩数十ヶ所、都合
二万三千余ヶ所也、大略一条之南北如荒野、烧死者不知其数、
先代未聞之大火事也云々、伝聞、於関白家三代正記等、無所残
焼失、其外諸家文書悉不残云々」(『後慈眼院日記』明応九・七・
二九)

明応九(一五〇〇)年七月二八日に起こったこの大火により一条家
の邸宅(桃華坊)も焼失し、「三代正記」つまり兼実・良経・道家の日
記が失われてしまったのである⁽²⁾。焼け出された一条家の当主冬良
は、以後一条家の家記の復興に尽力することになる⁽³⁾。この段階で
一条家の家記はその構造に変化を生じたと考えられよう。

て言を新たにすることも当然あり得るし、その方が望ましいことを最初に断っておく。

この『日次記』と名づけられた日記・記録の集合体は、主として平安中期より鎌倉期に作成された日記・記録によって構成されている。すでに他の報告者によって示されているように、撰関家の二条家に伝来していた記録類には、近世の初頭にはこのような形態となり、この名称を持っていたと考えられている。それらに含まれる日記類の特色から『日次記』という形に至ったそれまでの過程をある程度推測は可能なのである。まずその辺りのことから始めてみよう。

『日次記』に含まれる日記類の中核は、撰関家代々の日記であるが、始祖ともいふべき藤原師輔（九条殿）の日記は入っているものの、もっとも量的に多いのは、頼長の『台記』、兼実の『玉海』、道家の『玉蘂』あたりのようであり、撰関家の象徴的な意味を持つ道長の日記やその家記として続く師実・師通や一代置いて忠通などの日記はまったく、もしくは含まれていても断片的なものにすぎない。

撰関家は、一二世紀末にまず近衛・九条の二流に、さらに一三世紀にかけて、それぞれがさらに分裂して、近衛・鷹司・九条・一条・二条のいわゆる五撰家が成立したのは周知の如くである。当然ながら本来まとめて撰関家嫡流に相伝されていた「家」の日記が、分裂の過程で、それまでの家記を均等に分割していった訳でもない。特に狭義の家記（その「家」の代々の当主もしくはそれに類する者の日記）として重視されるその自筆本などは、嫡流の管理下に、というよりはそれ

を持つものが嫡流と見なされる風潮の中で、きわめて複雑な相伝を繰り返しながら、それぞれが個性を持った撰関家としての家記を成立させていったと考えられる。各家の家記の在り様は時代によって変化していくので、その対象をどの時点に置くかによって、その規模を定めることは難しいが、例えば、中世後期の一条家の当主兼良が著した故実書『桃花蘂葉』に見える一条家相伝の日記の記載のそれを示すものである。

「一、当家相伝十二合文書事

太宰 即位灌頂印明事、大嘗会神膳、玉林抄等納之、

小宰 恒例臨時公事次第并節会笏紙等納之、此中後京極殿三

節次第・峯殿大嘗会次第第六帖・卯日神膳次第一卷等秘書也、

大司空 節会抄也、松殿口伝物召音・円明寺殿三節会御抄等

在之、

小司空 官奏抄也、荒奏和奏等屈行膝行作法進退口伝故実等

在之、但近代中絶公事也、不可立用者歟、

大司寇 叙位執筆抄也、旧次第新抄等加入之、

小司寇 女位執筆抄也、法性寺殿以来執筆事、殊執之可懇見

也、

小司徒 除目抄也、大間成文抄〔後京御抄〕・魚秘抄写本〔後

京御筆〕納之、

大宗伯 又除目抄也、記録抄等并魚秘抄〔月輪御筆〕納之、

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―

(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松園斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

二八

(11) 本奥書については、東山御文庫本『日次記』(十千分類)、内閣文庫本『日次記』二二〇冊(東方朔占書分類)、同三三五冊本(東方朔占書分類)にも存在することを確認している。これら以外の写本については未確認である。

(12) 『家記』については、松園斉『日記の家―中世国家の記録組織―』(吉川弘文館、一九九七年)を参照されたい。

(13) この事件は、正平一統後の二度目の南朝による京都奪還に際して起こったものと考えられる。

(14) 小木喬「四人の関白」(同『新葉和歌集 本文と研究』笠間書院、一九八四年)。なお、教頼については、『尊卑分脈』に載らないが、小木氏の研究により、師基の子(教基の弟)として理解した。

(15) 『師守記』貞治三年八月二十九日条、同年九月一日・二日・四日・五日・八日・十一日・二十六日条。

(16) シンポジウムの準備報告の際、松園斉氏から、『玉葉』という具体的な記録名を記さず、「年号+記(日記)」のみと表記していることとは注意が必要で、ここから、貞治三年の書写には、記録を年代順に編纂する意図があったのではないかというご指摘を受けた。

氏のご指摘に従うと、貞治三年の書写は、記録(日記)を年代順に編纂する動きが、良基の時代に、始まっていたことを示唆する重要な事例になる。この点については、今後さらに考えていきたい。

(17) 蓬左文庫には、二三〇冊本の他に、三五冊本(甲集全体と乙集一部の零本)も所蔵されている。これは、蓬左文庫本二三〇冊を写したものと想定されるが、三五冊本の甲目録にも勅書・安堵状があることは確認している。

(18) シンポジウム当日に坂口太郎氏から、二条家と尾張初代藩主徳川義直との関係を示唆する記述が、『二条殿秘説』に見られるとのこと。教示を賜った。この場を借りて御礼申し上げたい。

(19) 松園斉前掲注(12) 著書。

(20) 高橋秀樹「貴族層における中世的「家」の成立と展開」(同『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年)。

(21) 高橋秀樹前掲注(20) 論文。

(22) 水野智之「室町將軍による公家衆への家門安堵―南北朝〜室町期を中心に―」(同『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館、二〇〇五年)。

(23) 水野智之前掲注(22) 論文。

(第三章 手嶋大侑)

第四章 摂関家の家記としての『日次記』をめぐる

今回のシンポジウムのテーマとなった蓬左文庫所蔵に『日次記』について、古代・中世の日記・記録を研究する立場から、その性格付けを試みる。ただし、いまだ調査の途中であり、これからの進展によっ

第四に、『日次記』の編纂時期は、延徳元年十一月から慶長十九年十一月の間に絞れる。

第五に、蓬左文庫本の目録甲末尾に写される「後小松天皇勅書」と「足利義満安堵状」は、ともに二条家の家記を安堵する家門安堵の史料であり、その史料の信ぴょう性は高いと判断される。

【注】

- (1) 福井保『紅葉山文庫』（郷学舎、一九八〇年）。
- (2) 近藤重蔵『右文故事』所収。
- (3) 近藤重蔵は、「日次記ハ二條撰政良基公ノ纂輯スル所ノ叢書ニシテ後來散失ストイヘトモ猶二百餘卷ヲ遺セリ」と注を附す。なお、「御本日記附注」は、内閣文庫所蔵『右文故事』（請求番号二一八—〇〇六四、昌平坂学問所旧蔵）を使用した。
- (4) 近藤重蔵『好書故事』書籍八「慶長採訪書目」（『近藤正斎全集』第三）、林復斎『重訂御書籍來歴志』家記類。
- (5) 福井保前掲注（1）著書、五十一〜五十二頁。なお、慶長の収集書写事業については、小野則秋「徳川家康の文献政策とその影響」（同『日本文庫史研究』臨川書店、一九七九年）などを参照されたい。
- (6) ちなみに、「御家之旧記」とともに提出を求められた「江次第」（『江家次第』）の写本は、現在、紅葉山文庫旧蔵として内閣文庫に所蔵されている（『江家次第』請求番号・特一〇一—〇〇〇六）。

(7) 伊藤敬「良基の著作」（同『新北朝の人と文学』三弥井書店、一九七九年）、小川剛生『二条良基研究』（笠間書院、二〇〇五年）など。また、国文学研究資料館が公開する「日本古典籍総合目録データベース・館蔵和古書目録データベース」でも「二条良基編『日次記』」とある。

(8) 伊藤敬前掲注（7）論文。

(9) 『本朝通鑑』『続本朝通鑑』の編纂材料として、『日次記』（紅葉山文庫本）は使用されているので（『国史館日録』寛文四年（一六六四）十一月七日条）、もし、編纂者たちが『日次記』を良基編と考えていれば、良基の著作を列挙した部分に『日次記』を挙げると思われる。しかし、そうしなかったのは、『日次記』を良基編と考えていなかったからではないだろうか。また、水戸藩が編纂した『大日本史』良基伝（巻一七八・列伝一〇五）でも、『日次記』は良基の著作に挙げられていない。『大日本史』編纂の時点で、水戸藩に『日次記』があつたことは間違いないと思われるので、これも『続本朝通鑑』の場合と同じように考えることができよう。

なお、『本朝通鑑』編纂事業については、藤實久美子「本朝通鑑」編修と史料蒐集―対朝廷・公家・武家の場合―（同『近世書籍文化論 史料論的アプローチ』吉川弘文館、二〇〇六年）を、水戸藩所蔵の『日次記』については、第二章を参照されたい。

(10) 鳥羽重宏「撰政・関白の神斎について」（『古代文化』四二、一九九〇年）。

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

二六

が、私は、これらが特筆された背景には、第四節で扱った、二条家の家記・文書が北朝から南朝に移動した文和二年の事件があるのではないかと考える。

文和二年の事件で家記・文書を奪われたのは二条良基である。そして、義満の安堵状は「故殿」の申し置かれた旨に従って出されていた。安堵状の「故殿」は、嘉慶二年（一三八八）六月十三日に死去した二条良基のことと考えられるので、義満の安堵状は、良基の遺言によって発給されたものと理解される。そうだとすると、安堵の対象として「代々御文書并玉葉・玉蘂・真筆以下記等」が特筆されたのは、家記・文書を奪われた過去を持つ良基が、後世において、二条家から家記・文書が出ていくことを防ぐために、特に家記・文書の安堵を申し置いたからではないだろうか。

この推定が正しいとすれば、義満の安堵状は、二条家における家記・文書の相伝の歴史のなかに位置づけて考えることができるだろう。

（エ）後小松天皇の権限

私は、今回発見された勅書は、先行研究における後小松天皇の権限を再評価する必要を示す史料になるのではないかと考えている。

水野智之氏によると、応永十年という時期は、足利義満が家門安堵の権限を握っていた時期であり、後小松天皇については若干の論旨が確認される程度で、その権限は義満に遠く及ばなかったという²³。つまり、先行研究では、義満全盛期における後小松天皇の権限は低く評価されているのである。こうした研究状況において、今回の調査で

発見された後小松天皇の勅書は、義満全盛期における後小松天皇の権限を示す重要な事例として評価されるだけでなく、その勅書で家門安堵されたのが五摂家の一つ二条家であることは、当時における後小松天皇の権限を再評価する必要があることを示していよう。

以上、蓬左文庫本『日次記』目録甲に写された「後小松天皇勅書写」と「足利義満安堵状写」について、内容の紹介と若干の考察を加えてみた。改めて言うまでもないが、この勅書・安堵状は、日本中世社会における公武関係や家記の重要性を示す価値ある史料である。今後、この史料が多くの研究者に活用され、研究が進展することを期待したい。

小結

ここまで述べてきたことを簡単にまとめる。

第一に、紅葉山文庫本は、慶長十九年十一月三日から翌年三月二十一日の間に、二条家所蔵『日次記』を書写したものである。

第二に、『日次記』には、二条家「家記」や二条満基書写本が含まれており、貞治三年に良基が書写させた記録も含まれている可能性がある。

第三に、第二の点から、『日次記』とは、二条家が代々収集・所蔵してきた記録を年代順に並び替え編纂した書物である。

永十年に蓬左文庫本が作成された後、尾張藩内で写されたものであることが推定され、紀伊徳川家本は、勅書・安堵状が写された蓬左文庫本の子本と理解される。ただし、なぜ尾張藩だけ勅書・安堵状を写すことができたのかについては、今後考えていきたい(18)。

(イ) 勅書・安堵状の内容と史料の信びよう性

後小松天皇の勅書は、二条家の「御当職已下」を等閑しないようにすること、「玉葉・玉蘂記等」を二条家の「家門」から出さないようにすることを命じた応永十年(一四〇三)七月七日付の勅書であり、足利義満の安堵状は、「故殿」の申し置かれた旨に任せて、二条家の「代々御文書并玉葉・玉蘂・真筆以下記等」を安堵した康応二年(二三九〇)正月二十四日付の安堵状である。これらは、その内容から、いわゆる家門安堵と理解される。

中世社会において、多くの「家」は、父祖代々の日記を「家記」として大切に集積・相伝しており、そのなかでも自筆本は特に重視され、自筆本を継承する者が、その家の嫡流と見なされていた(19)。そして、そうした家記は、家を支える家産であり、その家の「家門」を構成する主要なものであった(20)。

ここで、後小松天皇や義満が家門安堵の対象としたものを見ると、「玉葉・玉蘂記等」「代々御文書并玉葉・玉蘂・真筆以下記等」であった。周知のとおり、『玉葉』は九条兼実の日記で、『玉蘂』は九条道家の日記である。九条家から分かれた二条家にとって、彼らの日記は父祖の日記にあたる。つまり、『玉葉』『玉蘂』は二条家の家記として相

応しい日記なのである(『玉葉』が二条家の家記に含まれていたことは、第四節参照)。また、「真筆以下記」については、「玉葉・玉蘂の真筆以下の記」と読むこともできるが、私は、「玉葉・玉蘂・真筆以下記」と読み、「真筆」は玉葉・玉蘂とは別個のもので、それは二条家の家祖良実から良基までの二条家歴代当主の自筆日記を指していると理解する。なぜなら、玉葉や玉蘂の自筆日記は一条家が相伝していたからである(第四章参照)。そして、二条家歴代当主の自筆日記(「真筆」)が二条家の家記に相応しいものであることは言うまでもない。

その他、義満が家記のほかに安堵した「御文書」(家文書)も家門を構成するものであり(21)、勅書・安堵状が出された康応二年・応永十年も、家門安堵の事例が多く確認される時期にあたる(22)。以上より、勅書・安堵状ともに、家門安堵の内容や出された時期に問題は見当たらず、さらに江戸時代において、勅書・安堵状を偽作する理由はないことから、勅書・安堵状の史料的信びよう性は高いと判断される。

なお、安堵状の宛名は「二条殿(福昌院満基公也)」とあるが、康応二年の二条家当主は二条師嗣(満基の父)なので、「福昌院満基公也」の注記は、安堵状を蓬左文庫本『日次記』に写した際に付けられた江戸時代の追記だと理解されよう。

(ウ) 安堵状の歴史的背景

今回の調査で発見された安堵状では、家門安堵の対象として「代々御文書并玉葉・玉蘂・真筆以下記等」が特筆されている。このことは、二条家の家門にとって、これらが特に重要であったからだと思うられる

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

家が代々収集・所蔵してきた記録(家記)を年代順に編纂した書物だと言える。

と思われるので、今回、紹介したい。

まずは、その全文を掲げる。

第五節 『日次記』の編纂時期

ここでは、『日次記』の編纂時期について考えてみたい。まず、先述したように、『日次記』に見える本奥書は、諸記録が『日次記』として編纂される以前に、個々の記録に対して付されたものと理解される。ならば、本奥書が付された時点では、まだ個々で所蔵されていた『日次記』として編纂されていなかった―ことになる。

本奥書のなかで最も時代が新しいものは、【史料8】の延徳元年(一四八九)十一月の本奥書である。ここから、延徳元年十一月の時点では、まだ『日次記』の編纂は始まっていなかったと言えよう。となると、編纂が始まったのは、延徳元年十一月以降ということになる。

そして、第一節で述べたように、慶長十九年十一月三日の崇伝の要請により、二条家は『日次記』(「御家之旧記」)を提出しているので、この時までには、『日次記』の編纂は終わっていたと考えることができる。以上より、『日次記』の編纂時期は、延徳元年十一月から慶長十九年十一月までの間に絞ることができる。

第六節 「後小松天皇勅書写」「足利義満安堵状写」

蓬左文庫本『日次記』目録甲の末尾には、後小松天皇の勅書と足利義満の安堵状(書状)が写されている。これらは、学界未紹介のもの

勅書 応永
十七七 後小松院

御当家事。近来無_レ内外様_一候。仍御当職已_レ下事
別而無_レ等閑_一候_支。自今已_レ後事、可_レ為_二同前_一候。将又
玉葉・玉薬記等不_レ可_レ被_レ出_二家門_一之旨得_二其意_一候
也。

安堵御書 故太閤代 鹿苑院殿

御家門事、自_レ元不_レ可_レ有_二等閑_一之条勿論候。就_レ中

代々御文書并玉葉・玉薬・真筆以下記等故

殿任下被_二申置_一之旨上、永不_レ可_レ被_レ出_二御当家_一候也。誠

恐謹言。

康応弍

正月廿四日

判

二条殿 福昌院満基公也

(ア) 諸写本における勅書・安堵状の有無

現在までの調査において、この勅書・安堵状の写しは、蓬左文庫本(一七)と紀伊徳川家本にあり、紅葉山文庫本(蓬左文庫本の母本)と東山御文庫本(蓬左文庫本の姉妹本)にないことが判明している。また、蓬左文庫本では、勅書写・安堵状写の筆と目録本文の筆は別筆だが、紀伊徳川家本では同筆である。これらの点から、勅書・安堵状は、寛

(2) 二条満基書写本

次に注目されるのは、【史料6】戊一・本奥書である。『公卿補任』によると応永十三年（一四〇六）の「内大臣」は二条満基（二条良基の孫）であり、ここから、『玉葉』治承二年春記は、応永十三年八月十三日の夜に、満基が書写したものであることが判明する。『日次記』のなかには、満基が書写した記録が含まれていた。

(3) 貞治三年（一一三六）書写本

中原師守の日記『師守記』には、本節の論点に関連する注目すべき記事がある。

『師守記』貞治三年八月二十七日条には、

今日自_二殿下_一、養和二年記自_三正月_二至_三五月_一加_二書写_一、明日午
 剋以前可_レ被_レ進云々。被_レ副_二折紙_一、念可_二書進上_一。但當時無
 書手間、可_二遅々_一歟之分、被_レ申_レ之了。

とあり、中原師守は、二条良基（殿下）から「養和二年記」の書写・進上を命じられた。さらに、『師守記』からは、「養和二年記」以外にも、「治承日記」「安元二年記」「安元日記」「承安二年春夏記」の書写・進上を良基が命じたことが知られる⁽¹⁵⁾。この時、良基が師守に書写させた日記を『日次記』と比較したのが表6である。

これを見てもらうと、『日次記』には、貞治三年に良基が書写させた日記に対応する年の記録が含まれていることがわかる。特に、承安二年春記と同夏記は、『日次記』丙十五と丙十六と一致する。『日次記』

表6 『日次記』・貞治三年書写本比較表

『日次記』	貞治三年に書写した日記
戊十七…『玉葉』養和二年正月～九月	養和二年記 (正月～五月)
丁十九…『玉葉』治承元年十月～十二月	治承日記
戊二～十五…『玉葉』治承二年五月～同五年九月	安元日記
丁九…『玉葉』安元元年十月～十二月	安元二年記
丁十六～十八…『玉葉』安元三年正月～九月	承安日記
丁十～十五…『玉葉』安元二年正月～十二月	承安二年春夏記
丙十七～丁七…『玉葉』承安二年七月～同五年六月	承安二年夏記
丁八…『玉葉』承安五年七月～九月	
丙十五…『玉葉』承安二年正月～三月	
丙十六…『玉葉』承安二年四月～六月	

のなかには、貞治三年に良基が師守に書写させた記録が含まれている可能性が指摘できよう⁽¹⁶⁾。

以上のように、『日次記』には、文和二年に良基から師基に渡った二条家の「家記」や満基の書写本が含まれており、貞治三年書写本も含まれている可能性がある。これらを踏まえると、『日次記』とは、二条

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相統をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大佑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

一一一

⑤ 正平九年四月廿六日加二見二了

左近衛大将教基 (数字は筆者)

③ 建武五年後七月廿日加二見二了。

殊勝々々 (権大納言)

④ 正平廿一年十月十三日一見了。右大臣

此日住吉殿帰参者也。

(数字は筆者)

【史料4】は、①〜⑤五つの奥書から成る。これを年代順に示せば、①建武五年(一二三三)の二条良基の奥書、⑤正平九年(一二三四)の二条教基の奥書、③正平十一年四月の二条教頼の奥書、②正平十一年九月の二条教基の奥書、④元中元年(一二八四)の「閑白」(二条家の誰かだろう)の奥書となる。ここで注目すべきは、①が北朝年号を使用するのに対して、②〜⑤は南朝年号を使用している点である。これを、先に述べた文和二年の事件を踏まえて考えると、文和二年より前の①は北朝年号を使用し、文和二年より後の②〜⑤は南朝年号を使用していることがわかる。さらに、『尊卑分脈』や先行研究によると、②③⑤の奥書の記主教基・教頼は師基の子であり、いずれも南朝側の人間であった⁽¹⁴⁾。これらのことから、【史料4】は、丁七の自身『玉葉』承安五年夏記が、文和二年に、良基のもとから師基のもとに渡った「家記・文書」の一つだったことを示していると理解される。

同様のことは、【史料1】甲十三・本奥書でも指摘できる。これについても、番号を付して再度掲げる。

① 弘和三年五月廿日於三榮山行宮一加二一

見二了。于レ時小雨灑。

以三自筆曆記一写二書之一。②小付建曆二年

十月四日已刻書了。 日廿八日深更

校了。

【史料1】は、①〜④四つの奥書から成るが、これらのうち、南北朝期にあたる奥書(①③④)を年代順に示すと、③建武五年(北朝年号)、④正平二十一年(南朝年号)、①弘和三年(一二八三、南朝年号)となる。これも、文和二年を境に、使用される年号が北朝年号から南朝年号に切り替わっている。したがって、甲十三にあたる『台記』康治元年記も、先と同様、二条家の「家記・文書」の一つだったと理解される。

以上のように、『日次記』を構成する記録のなかには、二条家の「家記」として所蔵されてきた記録が含まれていた。また、本奥書を上述のように理解できるとすれば、正平(南朝年号)の本奥書を持つ、丙十五【史料3】と丁十一【史料5】も、文和二年に南朝側に渡った二条家の「家記」の一部だったと理解されよう。

【史料9】『日次記』癸二十一（『撰関神齋法』本奥書

撰政関白神齋法、就二家記一抄二出

之^一。為^レ備^二廢忘^一也。随^二所見^一遂可^二書

入^一。不^レ可^二他見^一也。

接政^{（下略）}
判在

検討に入る前に、これら本奥書に対する基本的な理解を述べておきたい。これら本奥書は、その内容から、『日次記』が編纂された後に付されたものではなく、諸記録が『日次記』というかたちに編纂される以前、つまり、個々の記録として所蔵されていた時期に、それぞれの記録に対して付されたものと考えられる。例えば、【史料1】は、増補史料大成『台記』によると、紅葉山文庫旧蔵本・尊経閣文庫本・八条本等の『台記』諸本にも確認されるものであり、こうした状況は、【史料1】が『台記』康治元年記に対して付されたものとしなければ理解できない。

以上のような理解のもと、本奥書の検討に入っていきたい。

第四節 『日次記』を構成する記録

（1）二条家「家記」

まずは、『日次記』のなかに、二条家の「家記」^{（12）}が含まれていることを確認したい。

『園大暦』文和二年（一一三三）七月十一日条には、次のような注目すべき記述がある。

天晴。今日官務匡遠宿祢来、召^二簾前^一謁^レ之。談云、今度南方御所御沙汰以外嚴密、踐祚事其儀難題、沙汰有無不^レ定之処、関白与^二匡遠^一談合被^レ申^二沙汰^一了。仍奇恠天氣也。仍関白家記・文書悉収公、被^レ渡^二前関白^一了。匡遠可^レ与^二同罪^一之由、御沙汰之旨、或人告示之間仰天（下略）

傍線部を見ると、この時、「関白」の「家記・文書」が没収され、「前関白」に渡されたとある。この「関白」は、北朝側の二条良基のことと、「前関白」は、良基の叔父で南朝側の二条師基のことである。つまり、文和二年に、二条家の「家記・文書」が北朝側から南朝側に移動したのである^{（13）}。

この事件を念頭に、【史料4】『日次記』丁七の本奥書を見てみよう。考察の都合上、【史料4】に番号を付して再度掲げる。

①建武五年六月十日加二見^一了

権大納言良基

②正平十一年九月十四日重加二見^一了

関白教基

③正平十一年四月廿五日一見了

内大臣教頼

④元中元年六月八日進二見^一了

関白^長

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

正和四年三月九日於_二中院蓬屋_一

抄出了。為_二子孫_一也。於_二小僧_一者

光明真言之外、不_レ可有_二

他念_一歟矣。

弟子田宣

【史料3】『日次記』丙十五〔玉葉〕承安二年〔一一七二〕

正月〔三月記〕本奥書

正平十一年六月五日一見了。

関白在判

【史料4】『日次記』丁七〔玉葉〕承安五年〔一一七五〕

四月〔六月記〕本奥書

建武五年六月十日加_二一見_一了。

権大納言良基

正平十一年九月十四日重加_二一見_一了。

関白教基

正平十一年四月廿五日一見了。

内大臣教頼

元中元年六月八日進_二一見_一了。

関白長

正平九年四月廿六日加_二一見_一了。

左近衛大将教基

【史料5】『日次記』丁十一〔玉葉〕安元二年〔一一七六〕

二月〔三月記〕本奥書

正平十九年十一月廿日重披見了。

【史料6】『日次記』戊一〔玉葉〕治承二年〔一一七八〕

正月〔三月記〕本奥書

応永十三年八月十三日夜_五一點於_二

燈本_一書_二写_一之_一畢。

内大臣

可_二校合_一

【史料7】『日次記』壬二〔玉葉〕建暦元年〔一一二一〕

七月〔九月記〕本奥書

卷了。

【史料8】『日次記』癸十五〔玉葉〕嘉禎四年〔一一三三〕正月記

本奥書

延徳元年霜月五日於_二燈本_一一見畢。珍

重之。

先行研究において、『日次記』を本格的に検討したものはないが、伊藤敬氏は、論考「良基の著作」のなかで『日次記』を取り上げ、『日次記』自体に良基編を示す記述はないものの、①『続本朝通鑑』良基伝、②『日次記』癸二十一本奥書(第三節掲載)を根拠にして、『日次記』を良基編と理解した⁽⁸⁾。しかし、①については、「良基仮^二武家之勢^一、悉借^二写諸家所^レ秘^一、以藏^二於文庫^一。故朝廷之儀式・武家之事業、皆自^二二条家^一勘^二弁之^一。且師輔以来累世撰家日記、皆在^二其家^一。所謂二条殿日次記是也」とあるものの、その直後にある良基の「撰著」を列挙した部分に『日次記』は挙げられていない。『続本朝通鑑』から読み取れることは、「二条殿日次記」のなかに良基収集の日記が含まれているという点であり、良基が『日次記』を編纂したことは読み取れない⁽⁹⁾。また、伊藤氏が良基のものとした②癸二十一本奥書についても、鳥羽重宏氏の研究により、これは『撰関神齋法』という書物の奥書で、九条良経が記したものであることが明らかにされている⁽¹⁰⁾。

このように、①②は『日次記』を良基編とする根拠にはならないのであるが、伊藤氏が指摘するように、良基編とする所伝が存在していることも事実である。例えば、天保年間(一八三二—一八四五)の尾張藩の文庫目録である『御文庫御書物便覧』には、『日次記』について「二条撰政良基公輯録ト云」と記述されており、こうした所伝が、江戸時代に存在していたことは間違いない。しかし、良基編を示す確実な記述が、『日次記』自体や他の史料に確認されていない以上、所伝のみから、良基が『日次記』を編纂したことを史実として理解すること

は躊躇しなければいけないだろう。しかし、現段階では、『日次記』の編者を特定するに至っていないので、今後の課題とし、ここでは、編者については再検討の必要があることを指摘するとどめたい。

第三節 『日次記』に残る本奥書

本節では、『日次記』に残る九つの本奥書を手がかりに、『日次記』の編纂事情について考えてみたい。まずは、本奥書をすべて以下に掲げる。なお、ここで掲げる本奥書は、蓬左文庫本に拠った⁽¹¹⁾。

【史料1】『日次記』甲十三『台記』康治元年(一一四二)記)

本奥書

弘和三年五月廿日於^二柴山行宮^一加^二二

見^二了。于^レ時小雨灑。

以^二自筆曆記^一写^二書之^一。小付建曆二年

十月四日巳刻書了。日廿八日深更

校了。

建武五年後七月廿日加^二二見^一了。

殊勝々々

権大納言

正平廿一年十月十三日一見了。右大臣

此日住吉殿帰参者也。

【史料2】『日次記』乙二十『台記』仁平三年(一一五三)

七月く九月記)本奥書

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

では、家康はどのような経緯を経て『日次記』を所蔵するに至ったのだろうか。これについては、紅葉山文庫本が「慶長御写本」である点がヒントになる⁽⁴⁾。「慶長御写本」とは、家康の命によつて、慶長十九年(一六一四)四月から約一年かけて行われた、古典籍の収集書写事業で書写された写本群のことである⁽⁵⁾。ここで、同事業に関連して金地院崇伝が二条家に宛てた慶長十九年十一月三日付の書状(『本光国師日記』第十四)を見てみたい。

一昨日者御礼被_レ仰上_二、御仕合能御大慶に可_レ被_二思召_一と奉_レ察候。随而今度諸家之記録被_レ為_レ写候に付而、江次第并御家之旧記被_レ為_レ出候。御秘本之趣、昨日具御前へ申上候。奇特に御嗜被_レ成、御所持殊可_レ為_二御惜_一处、被_レ成_二御出_一、御満足被_二思召_一候。写候時も念を入、奉行付置、他見無之様にと被_二仰付_一候間、御心安可_レ被_二思召_一候。書写出来次第、如_レ本返上可_レ仕候。此由御披露所_レ仰候。恐々謹言。

十一月三日 金地院

二条様

御雑掌

これによると、崇伝は、「諸家之記録」の書写のため、二条家に「江次第」と「御家之旧記」の提出を要請しているが、ここで注目すべきは「御家之旧記」である。私は、これこそ、『日次記』のことではないかと考える。そうだとすると、紅葉山文庫本とは、慶長十九年十一月三日以後に、二条家所蔵の『日次記』(「御家之旧記」)を写した写本だ

と理解される⁽⁶⁾。

その後、崇伝は、翌年三月二十一日付の書状(『本光国師日記』第十六)のなかで、「今度諸家 勅答之御書物、則令_二披露_一候処、逐一被_レ成_二御覽_一、御機嫌能御座候」と述べ、諸家の「御書物」(の写本)を見た家康は御機嫌であったことを二条家に伝えている。崇伝が二条家に右の内容を伝えたのは、家康が見た「御書物」のなかに『日次記』や『江家次第』が含まれていたからだと考えられる。ならば、慶長二十年三月二十一日までに『日次記』の書写は終わっていたものと理解される。

以上の考察により、『日次記』が紅葉山文庫に入った経緯は次のように理解される。すなわち、本来『日次記』は二条家所蔵の書物であったが、慶長十九年から翌年の書写事業によつて、二条家本『日次記』を母本とした『日次記』の写本(紅葉山文庫本)が作られ、それが家康の所蔵となり駿河文庫に入った。元和二年、家康の死に際し、『日次記』は駿河文庫から江戸城の富士見亭文庫に移され、寛永十六年、新造された紅葉山文庫に入ったのである。

第二節 『日次記』の編者について―二条良基編の再検討―

現在、『日次記』の編者は二条良基(一三三〇―一三八八)と理解されている⁽⁷⁾。しかし、この理解は、きちんとした分析のもとで主張されたものではない。

(12) 請求番号…一四八―二九。

(13) 請求番号…一四八―二六。

(第二章 木村慎平)

第三章 『日次記』と二条家

蓬左文庫本『日次記』は、江戸幕府の「御書物蔵」所蔵の『日次記』(紅葉山文庫本)を、寛永十年(一六三三)に書写したものである。

本章では、まず、『日次記』が江戸幕府に所蔵されるようになった経緯について述べる。次に、『日次記』に残る本奥書の検討を通して、『日次記』と二条家の関係について基礎的な考察を行い、最後に、蓬左文庫本の目録甲の末尾に写されている「後小松天皇勅書」と「足利義満安堵状」を紹介し、若干の考察を加える。

第一節 『日次記』が紅葉山文庫に入った経緯

元和二年(一六一六)の徳川家康の死後、駿河文庫に所蔵されていた家康の蔵書群は御三家に分配された。その際、特に貴重な書物に関しては分配の対象にならず、別途、江戸城の富士見亭文庫に移された⁽¹⁾。元和二年十一月八日付『御本日記』(道春著)は、その時の引継目録であり、その内容は、十九世紀初に書物奉行を務めた近藤重蔵(守重、正斎)の「御本日記附注」⁽²⁾から知ることができる。それによる

と、『御本日記』には、駿河文庫から富士見亭文庫に移された書物の一つとして、

日次記	同	廿五冊	一管甲
同	同	廿三冊	一管乙
同	同	廿冊	一管丙
同	同	十九冊	一管丁
同	同	十七冊	一管戊
同	同	廿冊	一管己
同	同	廿冊	一箱庚
同	同	廿一冊	一箱辛
同	同	廿八冊	一箱壬
同	同	廿七冊	一箱癸

右二条殿日次記十箱二百廿冊 目録十冊共 二百三十冊

(傍注(二条殿)は筆者)

を載せる⁽³⁾。分類方法(十千分類)と冊数(目録一〇冊、本文二二〇冊)から、これが蓬左文庫本の母本となった紅葉山文庫本『日次記』を指すことはまず間違いない。したがって、紅葉山文庫本『日次記』は、家康の死去までは駿河文庫にあり、彼の死後、富士見亭文庫に移され、寛永十六年(一六三九)に、江戸城内に紅葉山文庫が建てられ、同文庫の所蔵に帰したのである。

第二に、十八世紀後半以降の蔵書目録においてはこの二百三十冊本が姿を消し、百九十一冊↓百九十四冊↓二百二十冊本が記載されるようになった。冊数が増えたのは河村秀頼による総目録および年譜・小伝の編纂と、文政年間における補写の結果である。尾張徳川家では、当初この本と二百三十冊本を同一視していたが、寛政目録において両者は別の本と判断された。

第三に、廃藩後には逆に二百二十冊本が売り払われて行方不明となる一方、二百三十冊本が再び姿を現した。これが現在蓬左文庫に伝わる『日次記』二百三十冊である。

本章の検討により、蓬左文庫本『日次記』の底本や書写年代を特定することはできたものの、なお多くの疑問が残っている。現在の蓬左文庫本が寛永・慶安目録にある『日次記』と同一であるとすれば、御文庫の蔵書目録から姿を消していた間、二百三十冊本はどこにあったのだろうか。また、百九十一冊本はどのようにして成立し、文政年間に補写が行われた際、何を底本として書写されたのだろうか。

現在のところ、これらの疑問に答える用意はない。だが、尾張藩のなかにおいても、河村秀頼によって総目と年譜・小伝が編纂され、文政年間には補写が行われるなど、盛んに調査された形跡のあることは、注目してよい事実であると思われる。こうした近世における『日次記』への関心の背景に何があるのかという問題も、検討すべき課題といえる。

[注]

(1) 請求番号…六六一一。このほか、蓬左文庫には三十五冊本の『日次記』も伝来しているが、本章ではひとまず二百三十冊本のみを検討の対象とした。

(2) 名古屋市蓬左文庫編『名古屋市蓬左文庫国書分類目録』(名古屋市蓬左文庫、一九七六年)九二頁。なお、この目録は蓬左文庫のウェブサイトに閲覧できる。

(URL: <http://housa.city.nagoya.jp/archive/index.html>)

(3) 尾張徳川家の蔵書目録については名古屋市蓬左文庫監修『尾張徳川家蔵書目録』第一巻〜第十巻(ゆまに書房、一九九九年)、山本祐子「尾張藩『御文庫』について」一、二(『名古屋博物館研究紀要』第八巻、第九巻、一九八五・八六年)を参照。

(4) 請求番号…二四一四。

(5) 請求番号…一四八一二三。

(6) 請求番号…一四八一四。

(7) 本章で紹介する書状では「国」字を用いているので、それにしたがって本章では「光国」に統一した。なお、「国」から「圀」へ字を改めた時期については諸説あつて定かでない。

(8) 藤實久美子『近世書籍文化論』(吉川弘文館、二〇〇六年)七六頁。

(9) 山本前掲「尾張藩『御文庫』について」一、二。

(10) 請求番号…一四八一四六。

(11) 請求番号…一四八一三一、三三二、三四。

冊」は売り払われたと「旧記」にあるが、尾張徳川家の蔵書には二百三十冊の本が現存しており、明治十四年（一八八一）二月に名古屋から東京へ取り寄せられたという。これについて、付箋の筆者は、売り払われたのは「副本」であろうかと推測している。

だが、すでにみたように十八世紀以降、御文庫の目録から二百三十冊本は姿を消し、寛政目録に記された百九十四冊本（のち二百二十冊本）のみが記載されていた。これを踏まえれば、明治初年、おそらくは廃藩にともなう名古屋城を新政府に引き渡す段階になって、どこからか二百三十冊本が再び出現したことになる。

一方、十八世紀以降の目録に記されていた『日次記』（百九十一冊↓二百二十冊）は、廃藩後の混乱の中で売り払われたのだと思われる。尾張徳川家は廃藩後、新政府への名古屋城引き渡しにともない、御文庫の書物のうち三分の一程度を売り払っており、『日次記』（二百二十冊）もこのとき売り払われたと考えられる。尾張徳川家では、このとき売却した書物について、寛政目録の書目上に「拂」字の丸印を捺し、どの書物を売却したのか分かるようしていた。

だが、寛政目録の『日次記』（百九十四冊本）にはこの印が捺されておらず、目録上では売却されていないことになっている。おそらく、当時の担当者は、売り払われずに残された二百三十冊本を、寛政目録上の百九十四冊本と混同して、「拂」印を捺さなかったのであろう。百九十四冊本が増補されて二百二十冊になっていたこと、そして目録に記載されていない二百三十冊本が見いだされたことにより、寛政目録

の記述と現物との照合に混乱が生じたのだと考えられる。先にみた付箋の記述も、現にある二百三十冊本と、寛政目録上の百九十四冊本の関係を正確に理解できていないことは明らかである。これ以後、大正二年（一九一三）に刊行された『蓬左文庫図書目録』にも二百三十冊本が記載され、現在の名古屋市蓬左文庫にもそのまま伝来している。

ここで問題となるのは、廃藩後に出現した二百三十冊本を、寛政目録に見られる二百三十冊本と同一視してよいのかという点である。これについて、決定的な根拠を示すことはできないものの、本の装丁など形態が、底本である将軍家本『日次記』の目録（国立公文書館蔵）に類似していること、十六世紀初頭の写本として不審な点がないことなどを踏まえれば、同一とみなすほかないだろう。二百三十冊本が目録から消えた事情については不明であるが、現存する目録の多くは表御文庫の蔵書目録であることを考慮すれば、目録編纂を担当した書物奉行の管轄外に置かれていたと考えられる。

小結

本章の検討をまとめると、第一に蓬左文庫本『日次記』二百三十冊は、寛永十年、将軍家が所蔵していた『日次記』を底本として書写された本であることが明らかとなった。同時に、十七世紀後半には、この尾張家本を水戸光国が借用、書写したのであることも明らかとなった。紀州徳川家も『日次記』の写本を所蔵していたことを踏まえ、将軍家と御三家がそれぞれ『日次記』の写本を所蔵していたことになる。

表5 「御文庫御書物便覧」における『日次記』(220冊本)内訳

	冊数	内訳
甲集	22	九条師輔記(号九曆)1冊、師実記1冊、師通記1冊、経実記2冊、為房記1冊、忠通記2冊、頼長記(号台記)13冊、目録1冊
乙集	24	頼長記(別記、婚記、冠記)23冊、目録1冊
丙集	21	頼長記4冊、兼実記(玉葉後改玉海)16冊、目録1冊
丁集	20	兼実記19冊、目録1冊
戊集	18	兼実記17冊、目録1冊
己集	21	兼実記20冊、目録1冊
庚集	15	兼実記13冊(内12冊文政年補写)、目録1冊、抜書1冊
辛集	14	兼実記12冊(文政年補写)、目録1冊、抜書1冊
壬集	29	道家記25冊、定家記(照光記又照月記)3冊、目録1冊
癸集	28	定家記9冊、家経記2冊、道家記8冊、良実記1冊、良経記(殿記以下別記)7冊、目録1冊
計	212冊	※目録には総冊数は220冊とあり

寛政目録以後も御文庫の目録は何度か編纂されるが、『日次記』について特に注目すべき記述がみられるのは天保年間(一八三一〜四五)頃に成立した『御文庫御書物便覧』⁽¹³⁾である。この目録では、『日次記』は二百二十冊となっており、その内訳が表5のように記されている。

これによれば、庚集と辛集にあたる「兼実記」計二十四冊が文政年間に補写されたところがある。寛政目録における百九十四冊本が増補されたこととみなしてよいだろう。冊数について子細に検討すると、百九十四冊に二十四冊を足すと二百十八冊となり二冊足りないが、これに河村の「総目と年譜・小伝二冊を足せば二百二十冊となる。だが、『御文庫御書物便覧』の内訳冊数を足し合わせると二百二十二冊となり明らかに冊数が合わない。内訳に誤記がある可能性が考えられるが、後述するように現在この本は散逸しており、正確なところは不明とするほかない。このほか、この目録には『日次記』について、「二条撰政良基公輯録ト云」としており、二条良基を編者とみなしている点も注目される。

だが、この目録にもやはり二百三十冊本は記載されていない。二百三十冊本は恐らく幕末に至るまで、書物奉行の管轄する範囲のなかには存在しなかったと考えられる。

第三節 廃藩後における『日次記』の行方

廃藩後における『日次記』の所在を示す史料として注目すべきは、寛政目録の付箋である(史料③)。この付箋によれば、「日次記二百廿

十七冊有之候、右之外二庚之内三冊、辛之内一冊添、都合百九十一冊享保以来有之、河村七郎節便覧之為ニ、総目録一冊年譜并小伝一冊書添仕、庚辛合四冊取繕御本ニ仕立候付、辛一冊二冊二相成、当時二而八百九十四冊有之候、寛永御目録、源敬様御書籍之内二日次之御記一部有之、寛永慶安之御目録二八、目録共二三百三十冊有之候、寛保改之節ハ御文庫ニ二百三十冊之御本者不相見此百九十一冊之御本御文庫ニ有之候ニ付、巻数相違ニ候得共、此御本を源敬様御書籍之部ニ書載、瑞竜院様御隠居後、御取寄置之御本之内与御目録ニ肩書仕候付、安永天明之御目録准拠いたし来候、今般吟味仕候処、二百三十冊之御本ハ此百九十一冊之御本与全別御本与相見候付、相訂申候

(付箋)「日次記二百廿冊御弘之趣旧記ニ有之、然ニ御蔵書ハ二百三十冊有之、明治十四年二月東京江被御取寄、御弘ハ副本歟」

後年に貼付された付箋を除いて大意を記せば以下になる。

この本は、享保期には迎涼閣にあった。甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十部にわかれており、そのうち庚辛二部、合せて三十七冊は欠けており、残りの八部、合計百八十七冊あった。そのほかに庚のうち三冊、辛のうち一冊が添えられ、都合百九十一冊が享保期から存在した。これに河村七郎(秀穎)が書物奉行であったとき、便

宜のため総目録一冊と、年譜ならびに小伝一冊を書き添え、辛一冊を二冊に仕立て、現在では百九十四冊ある。寛永慶安の目録では、源敬様(徳川義直)御書籍のなかに『日次記』一部があり、寛永慶安の目録には、「目録共二百三十冊」とある。寛保期の書物改めでは、御文庫に二百三十冊の本はみえず、百九十一冊の本が御文庫にあった。このため冊数は異なるが、この本を「源敬様御書籍之部」に掲載し、瑞竜院様(徳川光友)の御隠居後、御文庫に取り寄せた本のうちと、目録に肩書したので、安永天明の目録はこれに準拠してきた。だが今回調べてみたところ、二百三十冊の本は、この百九十一冊の本とは全く別の本と思われるので、訂正しておく。

これによれば、冊数が百九十四冊に増えたのは、書物奉行河村秀穎が総目と年譜・小伝各一冊を加え、辛一冊を二冊に分冊したためであった。さらに寛保期(一七四一〜四四)の書物改めにおいて、すでに二百三十冊本は行方不明となっていたこともわかる。そのため当時の書物方では、百九十一冊本を二百三十冊本と同一視し、義直蔵書の一つに加え、以後もそれが踏襲されてきたのである。だが、寛政目録の編者は、この本と寛永慶安の目録にみられる二百三十冊本を別の本と判断した。冊数が異なるなど明らかに不審な点があるにもかかわらず、両者を同一とみなしてきた過去の目録における判断を修正したのである。

は名古屋城内で所蔵されていた可能性が高いと考えられる。また、尾張家本を底本とする「水戸家本」が作成されたと考えられるが、現在のところその存在は確認されていない。

第二節 十八世紀以降の蔵書目録における記述

次に、光友没後の十八世紀以降に作成された尾張徳川家の蔵書目録における『日次記』の記述をたどっていききたい。まず、蔵書目録の記述を読み取る前提として、十八世紀以降の尾張徳川家における「御文庫」の在り方について、既往の研究をもとに整理しておきたい。

山本祐子によれば、十八世紀中には、尾張徳川家の文庫は書物奉行が管理する「表御文庫」と、御小納戸など奥向きの役人が管理する「奥御文庫」に機能分化していった⁹⁾。このうち奥御文庫は藩主の私的な文庫としての性格が強く、書物蔵も名古屋城二之丸庭園内に設けられ、藩士が日常的に立ち入れる場所ではなかった。一方、表御文庫は藩の公的な文庫としての性格が強く、藩士らに対する書物の貸し出しも行われ、書物蔵は二之丸南側の向屋敷脇に設けられていた。この向屋敷には馬場が隣接しており、これにちなんで文庫も「馬場御文庫」「向屋敷御文庫」などとも呼ばれた。

また、これら「御文庫」にある書物以外にも藩主手もとに置かれた書物、寺社奉行所や日記所など諸役所に置かれた書物、藩校明倫堂に置かれた書物、さらには江戸藩邸に置かれた書物なども、広い意味で尾張藩・尾張徳川家の蔵書といえる。

現在蓬左文庫などに伝わる蔵書目録は、このうち表御文庫を管轄する書物奉行が編纂した目録が多くを占め、そこに記される書目も表御文庫の蔵書に限られる場合が多い。この点に留意しながら、各目録の記述を追っていききたい。

光友没後、まとまったかたちで現存する最も古い蔵書目録は安永九年(一七八〇)成立の『馬場御文庫御蔵書目録』¹⁰⁾であるが、表題から分かる通り、「馬場御文庫」すなわち表御文庫のみの蔵書目録である。このなかに、『日次記』については「青貝御長持入 百九十一冊」と記されている。また、天明二年(一七八二)の『御文庫御蔵書目録』¹¹⁾では「百九十一冊 外総目一冊/年譜一冊」とある。後者に総目と年譜が加わっているものの、本編はともに百九十一冊となっている。一見して明らかかなように、寛永目録に記された『日次記』とは冊数が異なっている。また安永九年から天明二年のあいだに「総目」と「年譜」が作成されたことがわかる。

これらの目録は寛永目録・慶安目録との異同について何ら記していないが、次に見る寛政年間成立の『御文庫御書籍目録』¹²⁾(以下「寛政目録」と表記)はこれについて詳述している。

史料③

一 日次記 写本 百九十四冊

此御本享保之節迎涼閣二有之候、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸十部二相分有之候内、庚辛二部合三十七冊ハ關脱ニ而、残八部、都合百八

土井能登守

利房（花押）

四月十七日
中山備前守殿

まず、これらの書状の年代を検討しておきたい。二つの書状は内容から同年のものであることが明らかなので、その前提で検討をすすめることとする。まず、史料①で光国が水戸宰相を名乗っていることから、年代は光国の参議在職中、すなわち寛文二年（一六六二）から元禄三年（一六九〇）のあいだにしばらくられる。次に土井利房が天和三年（一六八三）に没しているので、同年以前まで絞り込むことができる。

さらに、光国書状の冒頭をみると、光友が尾張に無事帰国したことを、尾張家重臣の大道寺玄蕃から聞いて喜ばしく思う旨が記されており、このとき光友が尾張にいたことがわかる。そこで光友の居所を確認すると、寛文二年と天和三年の五月はいずれも江戸在府中であるため、これらの年も除外できる。以上を踏まえると、これらの書状の年代は、寛文三年（一六六三）から天和二年（一六八二）のあいだで、かつ光友在府中の年であると考えられる。

次に、各書状の内容を検討したい。光国書状の内容は、光国が尾張徳川家二代光友（尾張中納言）に対して、『明月記』と『日次記』の借用を願ったものである。光国は寛文十二年に彰考館を設けて『大日本史』の編纂を始めたが、それ以前から歴史編纂を進めていた。これらの公家日記を所望したのも、そうした歴史編纂の材料を求めてのこ

とであった可能性が高い。さらに光国は、これについて老中より承諾を得た証文として土井能登守（利房）の書状を添えた旨を記しており、これが同封されている土井利房書状（史料②）であると考えられる。なお、土井利房書状の宛名にある中山備前守は水戸徳川家の付家老である。

土井利房書状をみると、幕府の「御書物蔵」に『日次記』と『明月記』があり、それらの写しを「尾張様」が所持していると記され、それを光国が借用して書写することを老中が許可したことを伝える内容である。ここから、尾張家本の『日次記』の底本が幕府（徳川將軍家）の書物蔵に所蔵されていた本であることがわかる。

ところで、光国が手近な將軍家本ではなく、わざわざ遠方の名古屋にある尾張家本を借用することにしたのはなぜだろうか。おそらくそこには、寛文四年（一六六四）に始まった幕府による歴史書『本朝通鑑』編纂事業が関係していると思われる。寛文四年十一月、幕府は「二条殿日次記」を編纂担当者に貸し出すことを許可しているのである⁸⁰。光国が求めた公家日記は、幕府にとっても歴史編纂に必要な史料だったのである。この推測が正しいとすれば、書状の年代も寛文四年から遠くない時期と推定できる。

以上をまとめると、第一に尾張家本『日次記』（二百三十冊）は、寛永十年（一六三三）に將軍家本を底本に書写された本であると考えられる。そして第二に、十七世紀後半、水戸家二代光国がこの『日次記』の借用・書写を光友に願って出しており、このときまで尾張家本『日次記』

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

さらにこの『日次記』の底本を考えるうえで重要な史料が、蓬左文庫所蔵『明月記』に付属している徳川光国(?)書状(徳川光友宛)と土井利房書状(中山備前守宛)である。まずはその全文を掲げておきたい。

史料① 徳川光国書状

猶々大事之書物

にて御座候故、態以

使者申入候、此者二

両部共ニ御渡被下候ハ、

大慶ニ可存候

道中御無事ニ御

着之由、大道寺玄蕃

物語ニ而承大慶ニ存候、

今程漸御休息之

事ニ哉承度候、此辺

相替事無之候、

然者御立之刻も

申候通、日次記、明月記、

両部拝借申度

段、御老中迄申、則

土井能登守ヨリ為証文

書状ヲ取遣シ申候間、

御一覽之両部之

日記恩借所希候、

書写申候て早々返納

可申候、恐惶謹言

水戸宰相

五月三日 光国(花押)

尾張中納言様

人々御中

史料② 土井利房書状

一筆啓上仕候、然者内々

宰相様被成御意候日次記、

明月記、御書物蔵ニ御座候、

先年尾張様御写御所持

被成候、今度御写被遊

度之旨被仰聞候、老中江

申達候処不苦候間、尾張様江

被仰遣可然由御座候、右之趣

宜被仰上候、恐惶謹言

「魏帝宴百僚、問何故名人日、皆莫能知。収対曰、晋議郎董勛答問礼俗云、正月一日為鶏、二日為狗、三日為猪、四日為羊、五日為牛、六日為馬、七日為人」とあり、東方朔の『占書』ではなく、晋・董勳の『問礼俗』を引用している。そのため、『事物紀源』の記述は、東方朔『占書』の逸文としては疑問とされている。本稿では、当該部分の出典の問題には深入りせず、『事物紀源』にのみ「穀」が含まれていることを重視して、「東方朔占書分類」と称している。

(12) 藤實久美子「紅葉山文庫の管理と書物師出雲寺家」(同『近世書籍文化論——史料論的アプローチ』吉川弘文館、二〇〇六年。初出一九九三年)。

(第一章 廣瀬憲雄)

第二章 蓬左文庫本『日次記』の所在と変遷

本章では、蓬左文庫本『日次記』の成立事情と、その後の所在の変遷を検討する。現在蓬左文庫には『日次記』二百三十冊本^①が伝わっている。その書写年代について、蓬左文庫の蔵書目録では「江戸中期写」としている^②。江戸中期の具体的な年代については凡例に記されていないが、およそ十八世紀を指すと思われる。だが、書写年代の根拠は不明である。

そこで本章では、尾張徳川家の蔵書目録^③における『日次記』の記述をたじるとともに、蓬左文庫所蔵『明月記』^④に付属する書状などにより、蓬左文庫本『日次記』の書写年代と所在の変遷について検討したい。

第一節 尾張徳川家本『日次記』の成立

現存する尾張徳川家の蔵書目録のうち、最も古いものは『御書籍目録(元和・寛永)』^⑤(全二冊、以下「寛永目録」と表記)である。

この目録の一冊目には、徳川家康から徳川義直(家康九男、尾張家初代)に譲られた家康旧蔵書(駿河御讓本)にはじまり、寛永二年(一六二五)までに尾張徳川家が収集した書籍が掲載されている。そして二冊目には、寛永三年から義直が没する慶安三年(一六五〇)頃までに収集した書籍が、おおよそ収集年代ごとに書き連ねられている。

このなかの二冊目に「日次記 式百三十冊 目六共二」という書目が掲載されている。この『日次記』は「酉年買本」の後、「戌年買本」の前に記されている。目録の記述を追っていくと、この酉年は寛永十年(一六三三)と推定され、この『日次記』は同年に購入以外の方法(書写や献上)で入手されたものと解釈できる。なお、義直没後の名古屋における蔵書引き継ぎ目録とされる慶安四年成立の『御書籍目録(慶安四年)』(以下、「慶安目録」)^⑥にも、「日次記 二百三十冊」が記載されている。

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―

(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

八

書によれば文政四年(六年)に尾張藩士取田弘三郎正紹が「官庫之本」(尾張藩御文庫の所蔵本か)を書写したものである。

また、紅葉山文庫本の母本である二条家本は、残念ながら元文三年

(一七三八)の火災で焼失したが、同六年(一七四一)に幕府が紅葉山文庫本『日次記』の写本を作成して二条家へ贈与したが、藤實久美子氏により指摘されている⁽¹²⁾。なお、シンポジウム当日に中島圭一氏から、この新二条家本が慶應義塾大学三田メディアセンターに現存しているとのこと教示を得た。記して謝意を示したい。

その他未調査・調査未了の写本としては、国会図書館一五四冊本・内閣文庫一一七冊本・東山御文庫本・宮内庁書陵部本(一冊本・一三冊本)に加え、所在が確認できていない水戸徳川家本が存在する。これらの写本も、順次調査を進める予定である。

最後に、現在得られている知見に基づいて『日次記』の写本系統図(案)を作成すると、本稿末尾の図1の通りとなる。もちろんこの図は、今後の調査により書き換えられるべきものではあるが、現段階の成果として提示するものである。ご諒解をお願いしたい。

【注】

(1) 蓬左文庫では、二二〇冊本の他に三五冊本の『日次記』も所蔵している。この三五冊本『日次記』に関しては、第四節で言及する。なお、目録一〇冊を別置せず、対応する本文の冊と一括で保管しているのは尾張藩(蓬左文庫)のみである。

(2) 二条家では『玉葉』を『玉海』と称していた。蓬左文庫本『日次記』内集目録冒頭に、「兼実記名曰玉葉後伝二条家後福光園院良基公改名玉海」との書入がある。

(3) なお、『日次記』各冊の内容に関しては、水戸光圀編とされる『日次記考証』が詳細に検討を加えている。

(4) テキストは名古屋市蓬左文庫監修『尾張徳川家蔵書目録』一(ゆまに書房、一九九九年)所収の影印に基づいた。

(5) 福井保『紅葉山文庫』(郷学舎、一九八〇年)三八頁。火災の詳細は『明治天皇紀』明治六年(一八七三)五月五日条などを、焼失した図書については「秘閣図書之内炎上之節焼失並従来欠本等ノ届」(内閣文庫蔵『公文録』明治六年)を参照。

(6) テキストは大日本近世史料本を使用した。以下同様。

(7) テキストは国文学研究資料館所蔵本を使用した。

(8) テキストは『近藤正斎全集』三(国書刊行会、一九〇五年)所収のものを使用した。

(9) 推測になるが、大日本史の編纂に利用した可能性が考えられる。

(10) 石田実洋『明月記』延宝奥書本をめぐって ― 一条兼輝・靈元院の『明月記』書写と二条良基編『日次記』―(『日本歴史』六四七、二〇〇二年)

(11) 宋・高承『事物紀原』卷一には、「東方朔占書曰、歳正月一日占雞、二日占狗、三日占羊、四日占猪、五日占牛、六日占馬、七日占人、八日占穀」とある。ただし、『北史』卷五六・魏收伝には、

これらの東方朔占書分類本『日次記』のうち、調査が完了しているのは三三五冊本と二二〇冊本のみであるので、以下では本稿末尾の表1を参照しながら、この両者に限定して論じていく。まず、内閣文庫三三五冊本と二二〇冊本では、各々の第一冊に東方朔占書分類に基づく「総目録」を配する一方、十千分類の目録も存在している。また本文部分に注目すると、内閣文庫両本とともに、各冊の区切りや冊順が十千分類本とは異なる部分が見られるが、それらの部分は十千分類本を物理的に合冊・分冊するか、冊順を入れ替えただけである。さらに内閣文庫両本では、十千分類本では内容が重複していた冊（辛集四）が削除されているが、新たな内容の冊は付加されていない。以上の点からすれば、東方朔占書分類本は十千分類本を再編成したものであることになる。

(2) 東方朔占書分類本『日次記』の写本系統

続いて、東方朔占書分類本『日次記』の写本系統について論じる。まず、内閣文庫三三五冊本と二二〇冊本との関係については、前述の通り共通して辛集四相当部分が削除されているので、同系統ということとは明白である。また、丁集二と丁集三相当部分に注目すると、十千分類本では二冊であるが、二二〇冊本では丁数が少ないためか一冊に合冊されており、三三五冊本でも同様に一冊に合冊されている。仮に三三五冊本が二二〇冊の十千分類本から直接分冊して作成されたとすれば、丁集二と丁集三相当部分が合冊されているのは不審であるので、

三三五冊本が十千分類本から直接作成されたとは考えにくい。本稿末尾の表4にみえるように、三三五冊本には二二〇冊本での訂正を反映している部分が複数あることからすれば、三三五冊本は二二〇冊本の子本という可能性が考えられる。

では、東方朔占書分類本『日次記』と十千分類本『日次記』との関係はどうなるのであろうか。前述したように、東方朔占書分類本が十千分類本を再編成したものであるならば、内閣文庫所蔵の東方朔占書分類本『日次記』は、二条家本以下いずれかの十千分類本の子本になるはずであるが、十千分類本（蓬左文庫本・紀伊徳川家本）と東方朔占書分類本（内閣三三五冊本・二二〇冊本）の本文には互いに入入りがあり（表4参照）、単純な親子関係ではありえない。特に、乙集十九冒頭部の欠損が、十千分類本よりも東方朔占書分類本の方が少ないという事実は重要であり、両者の分岐が早い段階で生じていた可能性を考慮しなければならないであろう。

第四節 その他の写本

最後に本節では、第一節から第三節では言及することができなかった『日次記』写本について述べる。まず、蓬左文庫三三五冊本（号二四―三）は、甲集全体と乙集の一部のみの零本で、両集の目録を含んでいる。内容は、蓬左文庫二二〇冊本と同様である。

同じく尾張藩と関わるものとしては、岩崎文庫一〇冊本を挙げることができる。これは紀伊徳川家本と同様に東洋文庫の所蔵であり、奥

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大佑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

六

戸藩に貸し出された可能性が高いと思われる⁹⁾。ただし現状では、水戸徳川家本『日次記』の伝存状況は確認できていない。

(4) 紀伊徳川家本『日次記』

紀伊徳川家に関しては、東洋文庫が所蔵する岩崎文庫本『日次記』に、「南葵文庫」・「旧和歌山徳川氏蔵」方形朱印が捺されているので、当該典籍が紀伊徳川家本『日次記』であることが判明する。残念ながら奥書等はなく、書写年次は不明であるが、おそらく水戸徳川家本などと同様に十七世紀の書写と思われる。この紀伊徳川家本『日次記』は、目録上では二二九冊であるが、実際には本文甲集から癸集合計二二〇冊と目録一〇冊の、合計二三〇冊が完存している。

紀伊徳川家本『日次記』の内容は、蓬左文庫本にほぼ一致する。特に、第一節で言及したように、蓬左文庫本『日次記』の目録には、足利義満と後小松天皇の安堵状を含め、朱書・墨書で追記とおぼしき記述が施されているのだが、これらの記述は紀伊徳川家本でも確認することができる(本稿末尾の表3参照)。前述の通り、蓬左文庫本の母本は紅葉山文庫本であるが、現存する紅葉山文庫本『日次記』の目録にはこれらの記述は存在していない。そのため、これらの記述は尾張藩内部で附されたことは確実であり、これらの記述を共有する紀伊徳川家本『日次記』は、蓬左文庫本の子本と断定できる。

最後に天皇家では、貞享二年(一六八五)に徳川綱吉から紅葉山文庫本の提供を受けて『日次記』を書写していたこと、その『日次記』が東山御文庫に現存していることが、すでに石田実洋氏により明らかにされている¹⁰⁾。ただし、現状ではまだ未調査であるため、詳細については別の機会に報告したい。

以上のように、十七世紀には天皇家・将軍家・御三家がそれぞれ『日次記』を書写・所蔵していたことになる。これは、当時二条家本の『日次記』が重要な典籍として認識されていたためであろうが、現存する『日次記』の中には、これらの写本とは異なる分類をしているものも存在する。この点に関しては、節を改めて論じていきたい。

第三節 十千分類の『日次記』と東方朔占書分類の『日次記』

(1) 東方朔占書分類本『日次記』

本節では、「東方朔占書分類」本の『日次記』について論じる。第二節で紹介した『日次記』写本では、全体を甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十種類に区分する十千分類が採用されているが、国立公文書館(内閣文庫)所蔵の『日次記』三種(教部省旧蔵三三五冊本・林家旧蔵二二〇冊本・内務省旧蔵一一七冊本〔有欠〕)は、いずれも全体を鶏狗猪羊牛馬人穀に員外を加えた九種類に区分している。この分類は、前漢・東方朔『占書』のものとされる記述に基づいている¹¹⁾ので、本稿では仮に「東方朔占書分類」と称しておきたい。

(5) 東山御文庫本『日次記』

焼失している⁽⁵⁾。ただし、その内容や書写時期についてはある程度判明しているので、以下で論じていきたい。

紅葉山文庫本『日次記』の内容に関しては、『幕府書物方日記』の中にいくつか記載がある。例えば、享保六年（一七二一）四月十日条には、「日次記 但、目錄拾冊共二百三拾冊／古来方入在之候半長持貳棹二入、内銘々溜ぬり箱拾箱二入、目錄ハ別小箱二入、糸紐在之。錠・鑰・棒ハ不遣」⁽⁶⁾とあり、紅葉山文庫本『日次記』は目錄一〇冊を含め二三〇冊であったことがうかがえる。また、延享二年（一七四五）正月十二日条には、「一 九曆・玉海・玉藥・台記之四部ハ、日次記之内ニ有之。先年校合相済候間断之、下ケ不申候」とあり、紅葉山文庫本『日次記』は『九曆』・『玉海』・『玉藥』・『玉藥』・『台記』を含んでいたことが判明する。これらは蓬左文庫本『日次記』の構成と一致しており、紅葉山文庫本が蓬左文庫本の母本であることも矛盾していない。

また、紅葉山文庫本『日次記』は、慶長十九年（一六一四）から二十年（一六一五）にかけて、徳川家康が公家や寺社の古写本を書写させた、いわゆる慶長写本の一つであることも知られている。林復齋『重訂御書籍采歴志』家記類には、「日次記／慶長写本ノ一也。御本日記ニ二条家ヨリ出ツルトアリ」とあり⁽⁷⁾、近藤守重『好書故事』巻五八・書籍八・採訪上・慶長採訪書目にも「日次記 二百廿冊 二条殿」とある⁽⁸⁾。ように、紅葉山文庫本『日次記』は二条家に伝来した写本の子本に相当する。

(3) 水戸徳川家本『日次記』

水戸徳川家に関しては、(1)で述べたように尾張徳川家に『日次記』の借用を求めていたので、蓬左文庫本『日次記』を書写し所蔵していたと思われる。この点については、前述の土井利房書状と同様、蓬左文庫本『明月記』に附属する次の書状を参照したい。

【蓬左文庫所蔵『明月記』附属徳川光国書状】

猶々大事之書物にて御座候故、熊以使者申入候。此者ニ両部共ニ御渡被下候ハ、大慶ニ可存候。

道中御無事ニ御着之由、大道寺玄蕃物語ニ而承、大慶ニ存候。今程漸御休息之事ニ哉承度候。此辺相替事無之候。然者御立之刻も申候通、日次記・明月記、両部拝借申度段、御老中迄申、則土井能登守ヨリ為証文書状ヲ取遣シ申候間、御一覽之両部之日記恩借所希候。書写申候て早々返納可申候。恐惶謹言。

水戸宰相

五月三日 光国（花押）

尾張中納言様

人々御中

この書状は、徳川光国（水戸光圀）が尾張藩二代藩主光友に『日次記』と『明月記』の借用を求めたものである。この書状の詳細な検討は、土井利房書状と同様第二章に譲るが、これらの書状が蓬左文庫本『明月記』に附属して残されたことから推せば、この両書は実際に水

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大佑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

集十七から壬集二十五までは『玉藻』、壬集二十六から癸集八までは『明月記』、癸集九から癸集十九までは『玉藻』・『良夷記』・『実経記』、癸集二十から癸集二十七までは各種の部類記となっている。ただし、この目録の記載は正確ではなく、本稿末尾の表2を参照すれば明らかのように、実際の内容とは異なる部分がいくつか見受けられる³⁾。

また、蓬左文庫本『日次記』各集の目録には、追記と思われる朱書・墨書が施されているが、このうち甲集目録の末尾には、足利義満と後小松天皇の安堵状が一通ずつ附記されている。これらの安堵状は、蓬左文庫本以外では、現在のところ東洋文庫所蔵岩崎文庫本『日次記』(紀伊徳川家旧蔵本)でしか確認することはできない。この安堵状に対する詳細な検討は、第三章に譲ることとする。

第二節 徳川將軍家・徳川御三家・天皇家の『日次記』写本

(1) 蓬左文庫本『日次記』

本節では、徳川將軍家・徳川御三家・天皇家が書写・所持した『日次記』写本について論じる。まず尾張徳川家所蔵本、すなわち蓬左文庫本『日次記』については、尾張藩初代藩主義直の蔵書目録である『御書籍目録(元和・寛永)』を参照すると、酉年(寛永十年・一六三三)集書の部分に「日次記 貳百三十冊(目六共二)」と見えている⁴⁾ので、寛永十年(一六三三)に入手したものであることが判明する。

続いて、蓬左文庫本『日次記』の母本に関しては、蓬左文庫本『明月記』(請求番号二四一四)に附属する土井利房書状に注目したい。

【蓬左文庫所蔵『明月記』附属土井利房書状】

一筆啓上仕候。然者内々宰相様被成御意候日次記・明月記、御書物蔵ニ御座候。先年尾張様御写御所持被成候。今度御写被遊度之旨被仰聞候。老中江申達候処不苦候間、尾張様江被仰遣可然由御座候。右之趣宜被仰上候。恐惶謹言。

土井能登守

四月十七日 利房(花押)

中山備前守殿

この書状は、奏者番・若年寄・老中を歴任した幕閣の重臣である土井利房(能登守)から、水戸藩の付家老である中山備前守に送られたもので、尾張藩が所蔵する『日次記』と『明月記』を水戸藩が借用・書写することは問題ないと老中の判断を伝えている。本書状の詳細な検討は第二章に譲るが、ここでは傍線部の「日次記・明月記、御書物蔵ニ御座候。先年尾張様御写御所持被成候」という部分に注目したい。この記述によれば、「御書物蔵」にあった『日次記』と『明月記』の写本を尾張藩主が所蔵していることになるので、蓬左文庫本『日次記』の母本は幕府の「御書物蔵」、すなわち富士見亭文庫(紅葉山文庫)の前身。以下、「紅葉山文庫」で統一⁵⁾にあつたことになる。

(2) 紅葉山文庫本『日次記』

蓬左文庫本『日次記』の母本である紅葉山文庫本『日次記』は、残念ながら明治六年(一八七三)の宮中火災で目録一〇冊のみを残して

えられたものである。それは、將軍所蔵の書物が御三家の一つである尾張徳川家に書写によって分与されたということになるだろう。蓬左文庫所蔵『日次記』は、丁寧に作られた美本であり、保存状態も良好で、江戸時代に二条家の蔵の書物群が度重なる火災によって大きな損害を受けてしまったことや、紅葉山文庫所蔵の『日次記』が近代になつてから焼失してしまったことを勘案するなら、今日に伝わる『日次記』の貴重な写本だと評価される。

『日次記』の伝来と書写、あるいは相続や贈与をめぐる歴史は、平安鎌倉時代の古記録がどのように近世・近代へと伝来していったのかという問題を考察する上でも、また近年話題になることが多い〈権力と書物〉の問題を考察する上でも⁽³⁾、多くの考える題材を与えてくれる。以下、章をおつて、私たちの調査、研究で得られた成果を詳述していきたい。

〔注〕

(1) 手嶋大侑「蓬左文庫典籍研究会の発足」『蓬左』九五、二〇一七年。廣瀬憲雄「蓬左文庫典籍研究会の活動」『蓬左』九六、二〇一八年。吉田一彦「権力と本——蓬左文庫本『日次記』の書写・伝来をめぐる——」『蓬左』九七、二〇一九年。吉田一彦「蓬左文庫典籍の調査——二〇一七・二〇一八年度の活動——」『人間文化研究所年報』一四、二〇一九年。

(2) 織茂三郎「蓬左文庫の蔵書印その一二」『蓬左文庫』印「蓬左」一六、一九八四年。

(3) 前田雅之『書物と権力——中世文化の政治学』吉川弘文館、二〇一八年。

(はじめに 吉田一彦)

第一章 蓬左文庫本『日次記』の写本系統

第一節 蓬左文庫本『日次記』について

本章では、蓬左文庫本『日次記』の写本系統について論じる。まず本節では、本稿全体での議論の前提として、蓬左文庫本『日次記』の基本情報を提示していく。

蓬左文庫本『日次記』(請求番号六六一)は、二条良基の編とされ、『台記』や『玉葉』など各種の古記録を集積した、二三〇冊(目録一〇冊含む)になる大部の典籍である。本文は甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十種類に区分され(十干分類)、おのおの目録一冊が附随する。現状では、十干各集は対応する目録とともに箱に収納されている(合計で十箱)⁽¹⁾。

蓬左文庫本『日次記』の内容は、目録の記載では、甲集一から甲集十二までは『九曆』など十〜十二世紀の古記録、甲集十三から丙集四までは『台記』、丙集五から辛集十六までは『玉海』、『玉葉』⁽²⁾、辛

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―
(吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松菌斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希)

二

れている。箱は木製で、甲で計測すると、縦二九・六、横二二・五、高さ一八・九センチメートルの大きさで、上部から本を重ね納める構造になっており、木製の落とし蓋があつて、正面には取っ手として用いる丸状の金具が取り付けられている。

全二三〇冊は、各冊とも四つ目綴の袋綴装の冊子本で、紺色の表紙で、向かつて左上方に題紙が貼付され、そこにたとえば甲一だと「日次記（自天曆元年正月／至天徳四年四月）一甲」のように外題が記されている。表紙の次、および裏表紙の前には墨付きなしの料紙が一枚ある。法量は、甲一で計測すると、縦二七・四、横二〇・三センチメートルで、他も同様の大きさである。界線はなく、おおむね毎半丁に本文が一行に十七文字、八行で記されている。

各冊には、一丁表に「蓬左文庫」の朱角印が上部右寄りに捺されている。これは、縦横共に三・七センチメートルの印影で、織茂三郎氏によれば、「庚午」（昭和五年、一九三〇）の刻銘を持つ木製印によるもので、蓬左文庫公開の準備期に作成された印だといふ⁽²⁾。したがって、これは近代の印である。

全二三〇冊の最初の甲一は、藤原師輔の『九曆』で、天曆元年（九四七）正月の記述からはじまる。そして、甲二以下、表₂に示したような記録類が続く、さらに藤原頼長の『台記』、九条兼実の『玉葉（玉海）』、九条道家の『玉葉』などが続いていき、癸十九の仁治三年（一二四〇）三月の記述をもって年代順の記述が終わる。その後の癸廿から癸廿七には「別記」が収められている。

『日次記』は、京都の五撰家の一つ二条家において編集され、同家に伝来した書物である。これは二条家にとって大変重要な書物であり、容易に他見が許されるようなものではなく、まして書写が承諾されるようなものではなかった。だが、時代の遷り変わりの中で、これが家外へと出ていった。戦国時代が終わりを受け、徳川家康が天下を統一した十七世紀初頭、当時の二条家の当主であった二条昭実（一五五六〜一六一九）は、家康との親交を深めていった。これは、家康と連携することによって変転する時代に対応し、朝廷や二条家の力を保持したいとする政治的戦略によるものだったと思われる。昭実は、慶長十八年（一六一三）、家康との交流の中で、養子の二条康道（一六〇七〜一六六六、実父は九条幸家）が家康から「康」の一字を拝領する処遇を受けることに成功した。以後、二条家は代々が將軍から一字を拝領するのが慣例になっていった。これは、二条家にとって、大きな政治的地歩の確保となった。

翌慶長十九年（一六一四）、そうした情勢の中で、家康は二条家の『日次記』の入手に成功する。慶長十九年十一月から翌年三月にかけて、家康の所望により、二条家本を母本にして『日次記』の書写が京都にて行なわれ、それが家康のもとに送られて、二条家伝来の『日次記』の写本が家康の蔵書に加えられるところとなった。それは、家康にとつて念願の書物の入手だったろうと推測される。

蓬左文庫所蔵の『日次記』は、寛永十年（一六三三）、幕府の「御書物蔵」の『日次記』を母本にして書写されて、尾張徳川家の蔵書に加

〔学術論文〕

蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察

—書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家—

吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平

手嶋大侑・松蘭斉・鳥居和之

丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希

目次

はじめに

第一章 蓬左文庫本『日次記』の写本系統

第二章 蓬左文庫本『日次記』の所在と変遷

第三章 『日次記』と二条家

第四章 撰閲家の家記としての『日次記』をめぐって

第五章 名古屋市蓬左文庫の蔵書

おわりに

要旨 蓬左文庫に所蔵される『日次記』は、平安鎌倉時代の日記を収集して年代順に配列した記録集で、全二三〇冊（うち一

〇冊は目録）からなる大部な書物である。これには、天暦元年

（九四七）から仁治三年（一二四〇）までの記述が収められ、

さらに末尾に別記が付加されている。『日次記』は、二条家で編集され、同家に伝来した書物であるが、それが徳川家康によつ

て書写されて將軍家に伝えられるところとなり、それがさらに

寛永十年（一六三三）に書写されて、尾張徳川家の蔵書に加え

られた。これは、平安鎌倉時代の記録類の書写、伝来の問題を

考察する上で重要な史料となるものであり、同時に（権力と書

物）の問題を考える上でも興味深い史料になっている。小論は、

蓬左文庫所蔵の『日次記』についての私たちの共同の調査、研

究の成果を述べるものである。

キーワード…日次記、蓬左文庫、二条良基、徳川家康、尾張徳川家

はじめに

愛知県名古屋市の蓬左文庫には、貴重な典籍が多数所蔵されている。

私たちは、二〇一七年三月、蓬左文庫典籍研究会を作り、同文庫所蔵の典籍のうち古代史に関わるものを中心対象に共同の調査、研究を進めている。その中で、いくつかの興味深い史料に出会うことができた

（一）。今回は、同文庫の『日次記』について、私たちの調査、研究の成果を報告したい。

蓬左文庫の『日次記』は全二三〇冊（うち一〇冊は目録）の大部な

書物で、平安鎌倉時代の日記を収集し、それらを年代順に配列した記録集である。全二三〇冊は甲く癸の十千で分節され、十の箱に納めら